



図1 名古屋東照宮祭礼図屏風 右隻 個人蔵



図2 名古屋東照宮祭礼図屏風 左隻 個人蔵



図3 長者町 道成寺車



図4 伝馬町・駿河町 田植



図5 東照宮神輿



図6—1 本図 呉服町 普化僧



図6—2 『雑志』 呉服町 普化僧



図6—3 「徳川別本」 呉服町 普化僧

新出の「名古屋東照宮祭礼図屏風」について

吉川 美穂

はじめに

一 名古屋東照宮祭礼

(一) 祭礼の沿革

(二) 祭礼の次第

二 本図の概要と行列の描写内容

三 行列の描写内容に関する疑問点

四 行列の年代推定

五 本図の画面構成の特質

おわりに

はじめに

江戸時代、尾張徳川家の城下町として栄えた名古屋では、名古屋東照宮の東照宮祭、天王社の天王祭、若宮八幡社の若宮祭が名古屋三大祭と呼ばれ、大いに賑わいを見せた。なかでも東照宮祭は、名古屋最大の規模を誇

新出の「名古屋東照宮祭礼図屏風」について

り、戦前までは「名古屋祭」と言えばこの東照宮祭を指したという。東照宮祭は、その名の通り東照宮すなわち東照大権現として神格化された徳川家康を祀る祭礼で、『尾藩世記』などによれば、元和四年(一六一八)四月十七日の家康の三回忌に、家康の九男で尾張徳川家(以下、「尾張家」と略称する)の初代となった徳川義直が大祭を行ったのを嚆矢とする。⁽¹⁾以後、藩をあげて旧暦四月十六日・十七日を例祭日として毎年行われた。家康の命日に当たる十七日には神輿三基の渡御が行われ、三之丸の東照宮から城下・末広町の御旅所までを、神輿に伴い藩士・神官・僧侶のみならず城下の町民が練り歩く華麗な祭礼行列が繰り広げられた。しかし、この祭礼行列は明治維新の後には一時中断、第二次世界大戦で名古屋の街並みとともに当時祭礼に出されていた山車九輛すべてが焼失し、華やかな祭礼行列は完全に途絶した。⁽²⁾

往時の祭礼行列を描いた絵画作例は、『張州雜志』(名古屋市蓬左文庫蔵)をはじめ森高雅筆「名古屋東照宮祭礼図巻」(徳川美術館蔵など複数が知られるが、その製作期は三百年あまりにわたる祭礼の歴史のうち、後半に当た

る江戸中後期以降である。

本稿で紹介する「名古屋東照宮祭礼図屏風」(個人蔵、以下「本図」と略称する)は、近年新たに発見された屏風で、名古屋市蓬左文庫で平成二十五年六月一日から七月二十一日まで開催された「尾張名古屋の絵師たち——高雅・清を中心に——」展で初公開された。本図はその祭礼行列の構成から十七世紀後半の様相を示すとみられ、名古屋東照宮祭礼を描いた現存最古の作例と考えられる。また、現存作例の多くが卷子装や冊子装であるのに対し、本図は屏風装である点も珍しい。

本稿では、本図の紹介をかねて、描かれた祭礼行列から行列の年代および製作年代の推定を行う。また本図は伝来の過程で改装され、画面構成に切り詰めと錯簡があるとみられるため、製作当初の画面構成について復元的考察を行い、本図の特質を探っていくこととする。

一 名古屋東照宮祭礼

まず、名古屋東照宮祭礼(以下、「本祭礼」と略称する)の歴史と次第を、諸記録と現存作例から確認していく。

(一)祭礼の沿革

元和五年(一六二九)九月十六日、名古屋城三之丸に家康を祀る東照宮の社殿が落成し、同月二十八日には慈眼大師天海を導師として正遷宮が行われた⁽³⁾。祭神は中央に徳川家康、左に日吉大神(山王権現)、右に日光権現を祀った。また、天台宗に属する別当所として天長山神宮寺尊寿院(以下、「尊寿院」と略称する)が設けられ、日光山輪王寺門跡の支配に属した。東照宮

別当は社家の上に位し、東照宮の祭礼一切を取り仕切った。天海の四天王の一人で、比叡山日増院より尾張の密蔵院(現・春日井市)に移り、両院を兼帯していた上乘院珍祐権僧正が義直の信任を受け、初代別当職に就き、以後、尊寿院は密蔵院の住職が代々別当を兼任した⁽⁴⁾。また、同年には神輿三基が整い、本町通末広町(現・名古屋市中区)に御旅所(別当寺・帰命山東漸寺)も整備された。

祭礼は、その前年、徳川家康の三回忌に当たる元和四年に始まったと伝えられる。この時は法会を中心とした行事であったと考えられるが、毛鎗十筋・具足着十人・下七間町の雪こがしの警固⁽⁵⁾、そして神輿から成る、ごく簡素な行列をもって神輿渡御が行われた。

祭礼行列は、神輿のほかに、当初は名古屋城下の数町から出された「警固」と呼ばれる練物(趣向を凝らした仮装行列の一種、以下、「警固」の名称で統一する⁽⁶⁾)のみが伴う簡単な行列であったが、次第に各町からの山車や警固が増加していった。とりわけ後世に本祭礼の最大の華といえるべき存在となった山車は、元和五年に七間町が大八車を二輛組み合わせ西行桜の能人形を飾った山車を曳き出したのが始まりとされ、これが人気を得たため、次の年には弁慶と牛若丸が立ち廻りを演ずる橋弁慶の山車となったという。この弁慶、牛若丸が後に工夫されて、からくり仕掛けで動く人形となると、他町もこれをまねて次々と競い、からくり人形の載る山車や警固を造り出して祭りに参加するようになった。宝永四年(一七〇七)までには山車九輛がすべて登場し、これに加えて各町が繰り出す警固が名古屋の本町通りを練り歩く壮大な行列が完成した。

なお、本祭礼の山車は、「名古屋型」と呼ばれる。名古屋型は二層構造で一本四輪の外輪、唐破風の屋根を細い四本柱で支え、正面に前棚と称す

る一段低い棚を持つ。屋根の下の舞台に主役のからくり人形、前棚にも魔振^{まびかり}などのからくり人形が置かれる。また山車の両側には車輪に人を巻き込まないように、輪懸^{りんけん}が設けられ、これと並行して梶棒^{かじぼう}が付けられる。二層目の高欄下は水引幕で覆い、全体も大幕で覆う形式である。万治元年（二六五八）に桑名町で造られた湯取神子車^{ゆとりみこ}がこの形式の始まりと言われている。⁽⁷⁾

尾張家七代宗春（二六九六～一七六四）の代に当たる享保十八年（一七三三）には、祭礼の行列は六千八百人を超え、第一次ピークを迎えるが、続く八代宗勝（二七〇五～一七六二）の元文四年（一七三九）に儉約令が出され、祭礼の人数が半減された。その後、尾張家十代斉朝^{なりとも}（二七九三～一八五〇）という、お祭り好きの藩主の出現もあり、藩の主導によって祭は再び大規模化していき、天保年間（一八三〇～一八四四）に第二次ピークを迎えて六千人を有する大行列となり、全国でも有数の祭礼となった。

しかし、藩が主体となって開催された本祭礼は、明治維新によって一時中断し、明治九年（一八七六）には名古屋東照宮も三之丸内から郭外にあった藩校の明倫堂跡に遷座を余儀なくされた。その後、東照宮に国祖である尾張家初代義直の神霊を合祀したのを機として明治十四年に祭礼が再興されると、新しい警固での行列が始められ、往時の華やかさを一旦は取り戻す。だが、昭和二十年（一九四五）の戦災で山車九輛すべてが焼失し、⁽⁸⁾ 壮大華麗な祭礼行列は二度と蘇ることはなかった。

（二）祭礼の次第

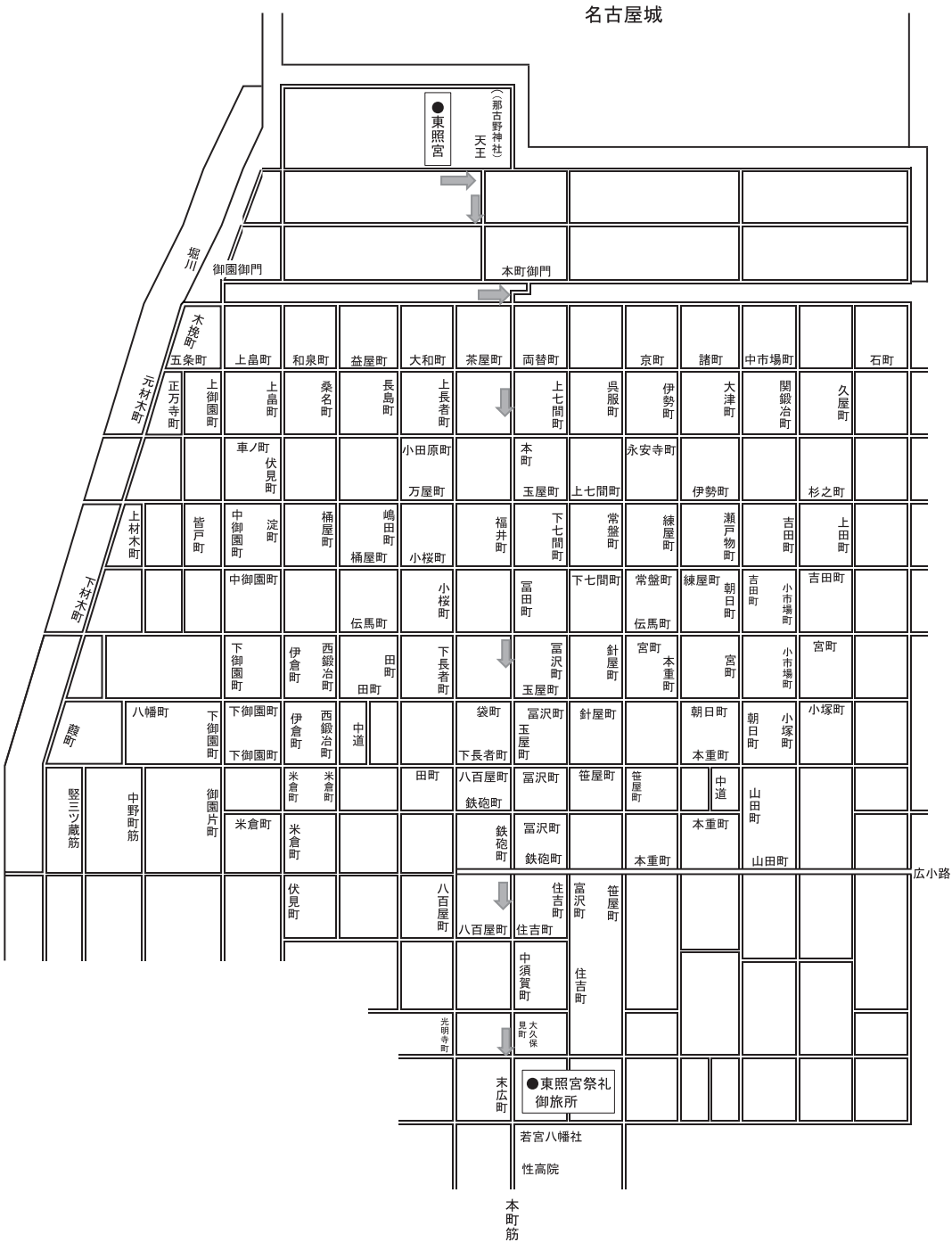
尾張藩士・高力猿猴庵（種信／一七五六～一八三二）の『尾張年中行事絵抄⁽⁹⁾』によれば、祭礼は四月初めに祭礼の車元が囃子の調べ、人形のからくりを

試すことから始まる。この頃になると、巾下押切町の版元から祭礼の絵双紙^{ひきぞめ}を売り歩いたという。四月十四日には山車の曳初^{ひきぞめ}が行われた。十五日は神興三基が祭文殿に渡御し、神供を奉る。十六日には早朝、神前広庭に舞台を張って東照宮附衆人による舞楽が、夜には仏教的儀礼として、一山衆会^{いっさんしゅうえ}による法華懺法^{ほつげだんぽう}と三問一答^{さんもんいつとう}の法要が修された。この日は町人の参詣が許されたため、明りが灯された東照宮境内に人々が群集し、前夜祭の賑わいを見せた。また、城下ではこの日、警固の足揃えが行われ、西へ東へと練り渡る警固が実に壮観であったという。本町通は、本町から末広町までの間、町並みの家ごとに竹矢来を一樣に結び、町家は諸家の棧敷となり、幕や屏風を打ち廻し、見物客の目を楽しませた。

四月十七日の祭礼当日、未明には「道見」と称し、奉行所の役人が騎馬で、神興渡御の道筋の検分を行い、辻々に御目付衆数百人が警護に当たる。この朝、東照宮では法華懺法、三問一答の儀、舞楽が行われ、卯の刻（午前六時頃）に装束を身につけた藩主もしくはその名代として老臣の一行が華麗な行列を仕立てて参向した。続いて、罪人の恩赦の儀があり、東照宮の楼門前にて別当の尊寿院僧正によって大赦の命が告げられた。

一方、前日に御園御門^{みそのごもんまがた}枳形^{かぎがた}にことごとく集結した山車は、十七日の寅の刻（午前四時頃）に御園御門の開くのを待つて三之丸内に曳き込まれた。山車をはじめ、警固の人々は御園御門を入り三之丸西土井筋を通り、卯の刻（午前六時頃）に内片端^{うちかたは}に揃い、辰の上刻（午前七時頃）に車を曳き出し、天王社の正面でそれぞれ囃子と人形のからくりの実演を行う。その後、市中への行列が繰り広げられる。行列は東照宮より本町御門筋を通り、本町御門より本町筋へ出て、約二・五キロの道筋を南下し、末広町の若宮八幡社（現・名古屋市中区栄）の北にある御旅所に向かう（表1「名古屋東照宮祭礼巡行経路」）。

表1 名古屋東照宮祭礼 巡行経路



新出の「名古屋東照宮祭礼図屏風」について

凡例：名古屋城下地図は『名古屋城下町復元プロジェクト報告書』（名古屋城下町調査実行委員会 平成19年3月28日）の「城下町名古屋 早わかりマップ（18世紀後半～19世紀前半）」を参考に作成した。

その後、御旅所において舞樂奉奏の後、再び還御となる。当日、藩主も在国のときは上覧所で祭礼行列を観覧した。

祭礼行列の構成や順序を記す諸記録としては、諸本や諸記録などの引用をまとめた『東照宮御神事記』⁽¹⁰⁾や小寺玉晃⁽¹¹⁾(一八〇〇～七八)の蔵書であった『御祭礼全書』等がある。なかでも祭礼行列の詳細な順番を記す最も古い記録は、諸書に収録される慶安三年(一六五〇)の行列記である。前年の慶安二年に二百石の御祭礼領が、尾張藩から町中へ与えられたことにより、この頃に祭礼行列が整えられたとみられている。⁽¹²⁾『御祭礼全書』には「御祭礼行列改、警固相増、此時ヨリ先駆町奉行二人・後殿鉄砲弓頭二人・各騎馬ニテ供奉、自此至爾今毎歲供奉姓名奥ニ記ス」とあり、この頃より警固が増え、町奉行や鉄砲・弓頭が供奉したことがわかる。諸書に異同はあるものの、『御祭礼旧記』を例として慶安三年時の祭礼行列の基本構成はおおよそ左記の通りである。

まず、馬上の町奉行に始まり、各町が担当する櫛・獅子舞・山車の巡行、そして茶屋家による大母衣⁽¹³⁾が登場すると、惣町代を先頭に各町さまさまに仮装を凝らした警固の行列が続く。十二町が担当する具足着幟指の後には、いよいよ行列のクライマックスともいべき神輿の登場となる。神主と神馬、弓・長刀・鉾、町方同心、楽を奏する楽人の後に続いて、東照宮・山王・日光の神輿三基の渡御となる。その後は別当を中心とする行列で、大童子・小童子・小結の後に尊寿院別当の乗る輿、そして僧侶の騎馬十騎、同じく騎馬の押足軽頭と続き、最後尾は町方同心で列は終わる。

明治維新まで、おおかたの行列の順序と基本構成は大きく改変されることはなかったが、町方から出される山車は三輛から九輛に増え、また各町が繰り出す警固の趣向も時代によって変遷を遂げている。諸記録によって、

祭礼行列の山車や警固の変更が判明するので、これを年表にまとめた(表2「名古屋東照宮祭礼関連年表」)。

二 本図の概要と行列の描写内容

本図は、六曲一雙屏風で、本紙部分は金箔地に押絵貼となっている。本紙は紙本金雲著色で、法量は各隻縦一二・六糎、横三一・四糎であり、各扇で縦に五紙を継いでいる(図1・2)。個人蔵で、伝来の詳細は不明である。

画面は、金雲と金霞により左右隻ともに上下三段に区分けされ、四月十七日の祭礼行列が一望できるよう描かれている。行列は左隻の下段の左を先頭とし、一雙を通じて右へと、以下、つづら折りに上の段へと続く。すなわち中段では方向が右から左へと転じて、上段では再び行列は左から右へと向きが変わり、右隻上段の右を最後尾とする。背景は金霞のみで、描写内容としては行列を主体とし、名古屋東照宮や本町御門、本町通りの街並み、御旅所といった場所を特定できるような建造物は一切描かれておらず、その代わりに行列の前景として金雲と相前後するような恰好で、樹木が布置されている。樹種は松や竹など常緑の樹木が占めるなかで、右隻第三・四扇にわたって、紫の藤の花が描かれており、わずかに季節感が表出されている。

本図の行列には、十二枚の貼札が貼られ、また貼札の痕跡が右隻に九か所、左隻に十か所ある。貼札の墨書を、行列の順にみていくと「町ぶぎやう」「五十人目付」「御さかき」「上ばた町」「長ちゃ町」「くわな町」「本町」「ふしみ町」「いふく町」「もろ町」「いづみ町」「ちや屋町」となる。最初の三

表2 名古屋東照宮祭礼関連年表

和暦	西暦	事項
元和4	1618	4月17日、名古屋東照宮の法会始まる。 下七間町《雪こがし》を出す。
元和5	1619	9月16日、名古屋東照宮社殿落成。 下七間町《雪こがし》から【西行桜】へと変更。 神輿三基完成、御旅所造営。
元和6	1620	下七間町【西行桜】から【橋弁慶車】へ変更。
寛永元	1624	桑名町・西鍛冶町・桶屋町《ささら摺》を出す
寛永15	1638	諸町《鷹匠》始まる。
慶安3	1650	祭礼行列改まり、警固増える。※山車・警固については表2『祭礼旧記』の慶安3年の行列記を参照。
承応元	1652	五条町・和泉町・上島町【雷神車】新造。
万治元	1658	桑名町《ささら摺》から【湯取神子車】へ変更。 桶屋町・西鍛冶町《ささら摺》を《茸狩》に変更。 本町(上本町)《鯛釣》から【猩々車】へ変更。
万治2	1659	小牧町《草刈》を《弓持》に変更。
寛文元	1661	宮町《田植》を【石引車】に変更。 京町《長宮》から《金欄着禰宜》へ変更。
寛文12	1672	福井町・冨田町(本町4丁目)《鯛釣》から《小母衣》に変更。
元禄4	1691	伝馬町・駿河町《田植》を《官人》へ変更し、【梵天車】新造。
元禄15	1702	伝馬町・駿河町《官人》を《羽織着子供》へ変更。
元禄16	1703	長島町《空也上人鉢叩》を《頼光大江山入武者》へと変更。
宝永元	1704	中市場町《金欄着禰宜》から【石橋車】へ変更。 茶屋町《長刀指》を《唐人》へ変更。
宝永4	1707	京町《金欄着禰宜》を【小鍛冶車】へ変更。 宮町【石引車】から【竹生島車】へ変更。
享保2	1717	益屋町《鶺鴒》を《小聖》へ変更。
享保17	1732	上長者町【道成寺車】から【二福神車】へ変更。 伝馬町【梵天車】から【林和靖車】へ変更、駿河町《羽織着子供》を《若衆突袖》へと変更。 上七間町《小鳥落》から《寿老人唐子》へ変更。
享保18	1733	石町《鹿狩》を《狩場勢子》へ変更。 小桜町《雑色》を変更。し《素袍着》へと変更。
元文4	1739	儉約により、祭礼の人数を半減させる。
宝暦3	1753	小桜町《素袍着》から《業平東下》へ変更。 小市場町《川狩》から《羽織着》へ変更。
宝暦6	1756	宮町【竹生島車】を【唐子遊車】に変更。 常盤町《普化僧》を《頼朝八幡詣》へ変更。
宝暦13	1763	淀町、伏見町より分離し、《中巻》を《指南車》へ変更。
明和2	1765	桶屋町《茸狩》を《唐船に唐子遊び》へ変更。 関鍛冶町《山伏》を《布袋唐子》へ変更。
明和3	1766	上御園町・下御園町《刀指》から《葵祭御所車》へ変更。
明和5	1768	嶋田町《鉢叩》を《関羽》へ変更。
明和8	1771	瀬戸物町《汐汲》を《鶴退治頼政》へ変更。
明和年中		伊勢町《伊勢参宮》を《羽織着》へと変更。
安永2	1773	大津町《汐汲》を《六歌仙》へ変更。
安永3	1774	吉田町《川狩》を《住吉詣》へ変更。

天明4	1784	上御園町、牛車を廃し、《勅使》へ変更。
		下御園町、上御園町と分離し《刀指》を単独で行う。
		桶屋町、舟を廃し、《唐人》のみとする。
天明5	1785	関鍛冶町《布袋唐子》を布袋車を止め、《唐子》へ変更。
寛政7	1795	上御園町《勅使》から《刀指》へ戻す。
寛政8	1796	両替町《高野聖》を《武者》へ変更。
寛政9	1797	吉田町《住吉詣》を《刀指》へと変更。
享和2	1802	大津町《六歌仙》を《鹿狩(鉄砲持)》へ変更。
文化8	1811	益屋町《高野聖(小聖)》を《大峯入》へ変更。
文政4	1821	「名古屋東照宮祭礼図巻」製作を森高雅に下命。
文政5	1822	「名古屋東照宮祭礼図巻」完成。
元治元	1864	駿河町、伝馬町と分離し、《曾我兄弟狩場》を出す。
		両替町《武者》を《犬追物》へ変更。
明治初年		明治維新で祭礼一時中断。
明治9	1876	10月5日 旧明倫堂の地へ東照宮遷座。
明治14	1881	神事再興、山車および警固の再設。
大正元	1912	祭礼6月1日となる。
昭和20	1945	戦災により、九輦の山車が焼失。

凡例：【 】は山車、《 》は警固を示す。

枚以外は町名であり、それぞれ「上畠町」「長者町」「桑名町」「本町」「呉服町」「諸町」「和泉町」「茶屋町」の字を当てることができる。これらはいずれも名古屋の城下に属す町名である。このうち神輿に付けられた「ちや屋町」の貼札だけが明らかに貼り間違いだ、ほかは正しく貼られているとみられる。貼札に加えて祭礼に関する諸記録と描写内容を照らし合わせると、行列の内訳は次のように類推できる。

左隻左下より、行列は①刺股持に始まり、②槍持③町方検使役④町方足軽⑤町奉行(馬上)⑥五十人目付⑦櫛と続く。右隻に入り⑧町方足軽⑨上畠町 雷神車⑩長者町 道成寺車⑪桑名町 湯立神子車⑫本町 狸々車⑬下七間町 橋弁慶車と五輦の山車が連なる。中段は右隻右から⑭茶屋家による母衣武者をはじめ、以下各町から出された「警固」と呼ばれる仮装行列が続く。すなわち、⑮伏見町 中巻⑯大和町 唐人⑰惣町代⑱小桜町 雑色⑲福井町・富田町 小母衣⑳上御園町・中御園町 刀差子供㉑伊勢町 参宮㉒呉服町 普化僧である。左隻に移り、㉓諸町 鷹匠㉔桶屋町・西鍛冶町 茸狩㉕石町 鹿狩㉖伝馬町・駿河町 田植㉗吉田町・小市場町 川狩㉘長嶋町・嶋田町 鉢叩㉙練屋町 比丘尼㉚小牧町 弓持㉛上七間町 小鳥落㉜和泉町 順礼の警固である。左隻上段からは、㉝具足着幟指の警固に次いで、㉞上下着㉟東照宮神主(馬上)㊱神馬㊲弓持㊳長刀持㊴鉦持㊵矛持㊶楽人㊷御同朋㊸町代㊹太刀持㊺御鷹㊻御幣が列をなし、右隻に移つていよいよ神輿の登場となる。まず、㊼御旗に続いて㊽東照宮神輿、そして㊾太刀持㊿小結㊽大童子・小童子に続いて㊿別当尊寿院が姿を現す。その後には㊽僧騎馬が続き、㊾御先手足軽㊿太刀持㊽御幣㊿御旗の後に㊽日光神輿が登場すると、㊿御先手足軽頭(馬上)に㊿町方同心・五十人目付を最後尾として行列は終わる(挿図1・2)。

行列の内訳を推定する根拠としたのは、『御祭礼旧記』をはじめ『東照宮御神事記』・『御祭礼全書』・高力猿猴庵『尾張年中行事絵抄』といった諸記録や「名古屋東照宮祭礼図巻」等の絵画類である。以下、諸記録や諸作例を左記に挙げ、本図と記録を比較しつつ、本図の祭礼行列の構成要素を見ていきたい。なお、描写内容については、警固の内容のみならず、衣装や作り物・持ち物等、既知の作例とは差異があるため、なるべく詳述するようにした⁽¹³⁾。また、名称はなるべく年代的に近い諸記録に倣った。

①『御祭礼旧記』

福原敏男氏架蔵本。「安永七年（一七七八）戊戌五月十二日写之 青山善右衛門」とあるが、内容としては天明五年（一七八五）までの記載がある。⁽¹⁴⁾

慶安三年、延享二年（一七四五）の行列記、祭礼の編年を記す。以下、『旧



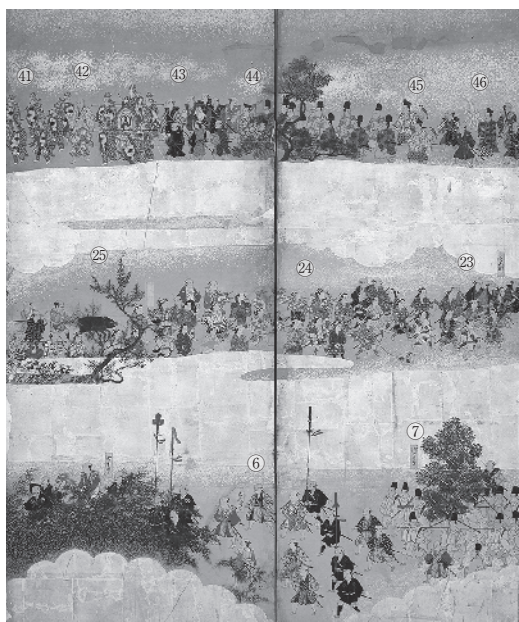
記」と略称する。

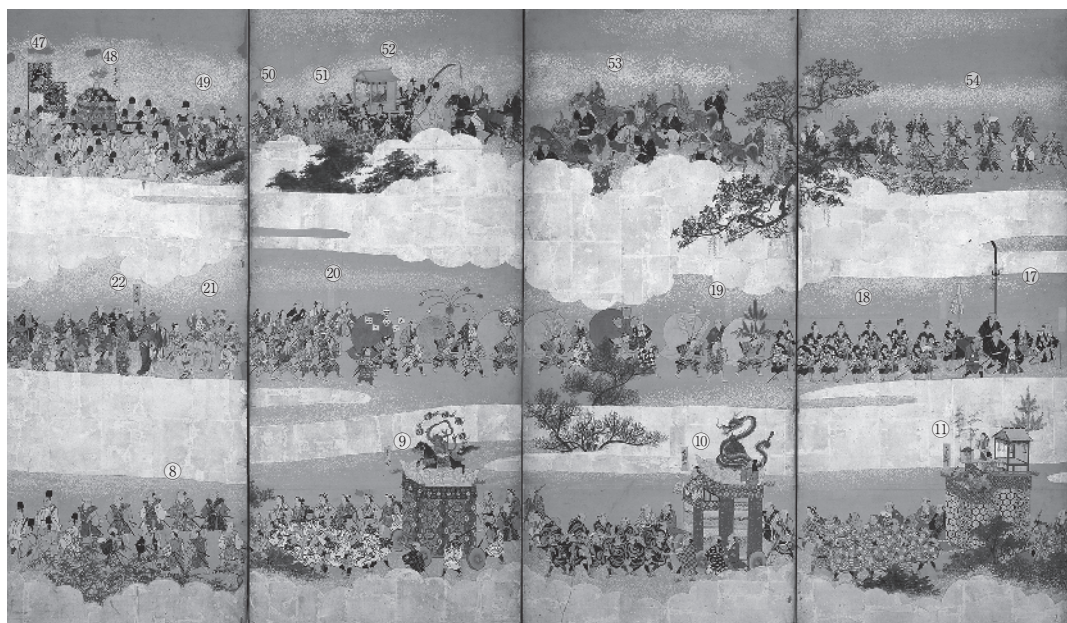
②『東照宮御神事記』

中村家旧蔵。名古屋市蓬左文庫蔵。慶応元年（一八六五）頃成立。慶安三年（一六五〇）、享保十八年（一七三三）、慶応元年の行列記を載せる。⁽¹⁵⁾以下、『神事記』と略称する。

③『御祭礼全書』

名古屋市蓬左文庫蔵。名古屋の記録魔の一人小寺玉晃の蔵書本。明治十五年（一八八二）頃成立。⁽¹⁶⁾慶安三年の行列記のほか、祭礼状況を三段に分け、詳述する。すなわち上段に享保十八年から元文三年（一七三八）まで、中段に元文四年に行列を半減されてから以降の行列の状況を順に従って列記し、下段には上中二段の行列に該当する各役や町内の練物などの来歴を記す。以下、『全書』と略称する。





挿図1 本図 右隻

- 上段 ④御旗 ④東照宮神輿 ④太刀持 ⑤小結 ⑤大童子・小童子 ⑤別当尊寿院 ⑤僧騎馬 ⑤御先手足輕 ⑤太刀持
 ⑤御幣 ⑤御旗 ⑤日光神輿 ⑤御先手足輕頭(馬上) ⑥町方同心・五十人目付
 中段 ④茶屋家 母衣武者 ④伏見町 中巻 ④大和町 唐人 ④惣町代 ④小桜町 雑色 ④福井町・富田町 小母衣
 ④上御園町・中御園町 刀差子供 ④伊勢町 参宮 ④呉服町 普化僧
 下段 ④町方足輕 ④上畠町 雷神車 ④長者町 道成寺車 ④桑名町 湯立神子車 ④本町 狸々車 ④下七間町 橋弁慶車



挿図2 本図 左隻

- 上段 ③具足着幟指 ③上下着 ③東照宮神主(馬上) ③神馬 ③弓持 ③長刀持 ③鉾持 ③矛持 ④楽人 ④御同朋 ④町代
 ④太刀持 ④御鷹 ④御幣
 中段 ③諸町 鷹狩 ③桶屋町・西鍛冶町 茸狩 ③石町 鹿狩 ③伝馬町・駿河町 田植 ③吉田町・小市場町 川狩
 ③長嶋町・嶋田町 鉾叩 ③練屋町 比丘尼 ③小牧町 弓持 ③上七間町 小鳥落 ③和泉町 順礼
 下段 ①刺股持 ②槍持 ③町方検使役 ④町方足輕 ⑤町奉行(騎馬) ⑥五十人目付 ⑦櫛

①高力猿猴庵著『尾張年中行事絵抄』

東洋文庫蔵¹⁷。名古屋の記録魔の一人高力猿猴庵による著述。日付順で祭礼の次第を記すとともに、山車や警固の来歴を詳述する。以下、『行事絵抄』と略称する。

②伊勢門水著『名古屋祭』

名古屋で活躍した日本画家・伊勢門水（七代目水野宇右衛門／一八五九～一九三三）が、本祭礼をはじめ名古屋周辺の祭について考察した著作である。¹⁸町単位で祭礼状況を詳述し、慶応元年と明治二十五年の行列記を載せる。

③内藤正参編著『張州雜志』

名古屋市蓬左文庫蔵。尾張藩士の内藤正参（東甫／一七二八～八八）編著。寛政元年（一七八九）序。¹⁹百巻の内巻二十～二十三に本祭礼が採り上げられ、行列が描かれる。行列の年代は宝暦六年～十二年（一七五六～六二）と考えられる。以下、『雜志』と略称する。

④「名古屋東照宮祭礼図巻」四巻

徳川美術館蔵。作者不明。行列の年代は安永三年～天明三年（一七七四～八三）と考えられるが、所々、貼紙を附して警固について変更点などの注記がある。以下、「徳川別本」と略称する。

⑤森高雅筆「名古屋東照宮祭礼図巻」九巻

徳川美術館蔵。森高雅（一七九二～一八六四）が尾張家十代斉朝への献上本として製作。九巻本のうち総巻は、東照宮から本町御門を抜けて本町通を御旅所まで進む祭礼行列を背景とともに描く。残る八巻は行列のみを描く。文政五年（一八二二）製作。以下、「高雅本」と略称する。

また、推定の根拠として、①『旧記』慶安三年の行列記、②『神事記』の享保十八年の行列記、③『雜志』の行列の墨書を、それぞれ行列の順に従って表にまとめ、本図の行列と比較できるようにした（表3「名古屋東照宮祭礼行列記対照表」）。

①刺股持・②槍持・③町方検使方・④町方足輕

行列は唐突に始まり、先頭の左隻下段左端に刺股持一人、その後には塗長柄に黒鳥毛をつけた長柄槍持十五人が続いて描かれる。諸記録によれば、先払いには「刺股」のほか、「道奉行」と「突棒持」が同行するはずなので、画面の切り詰めが想定される。刺股・長柄槍ともに青・白の横縞の羽織（小倉羽織）を着用する。これに続いて、松の木陰に、上下（袴）着二人に黒の羽織着十三人が描かれる。『神事記』に「上下ノシメ 検使方」「町方足輕 黒羽織」とあることから、上下着が「町方検使方」、羽織着が「町方足輕」とわかる。

⑤町奉行（馬上）

「町ぶきやう」の貼札があり、馬上の上下着二人が描かれる。諸記録に「町奉行騎馬（馬上）」と記される町奉行である。それぞれに供回りがつき、黒馬の町奉行には、揃いの紺の半纏（はんてん）に身を包んだ奴姿の挟箱持先箱（二人）・徒歩二人・草履取一人・柄杓持一人・槍持二人の計八人が随行する。前方には四菱文の白の羽織着五人、黒の羽織着一人が徒歩で伴う。

白馬の供回りとしては、同じく紺の半纏着の挟箱持（先箱）二人・歩行一人・柄杓持一人・草履取一人・槍持一人の計七人である。これに戸柄の白の着物に黒の羽織着の五人が伴う。

⑥ 五十人目付

上下着の二人の傍らに「五十人目付」の貼札がある。後方に薄茶に三鱗文の羽織着五人・半纏着の槍持二人・草履取二人が伴う。

以上、①～⑥までが武家方の担当となり、基本的に刀は二本差である。しかし、槍持を除く半纏着で奴姿の従者は、刀は一本差である。

⑦ 櫛

青々とした葉に白の幣へちまを数多くつけた櫛が白張十一人によって担がれる。羽織着二人・上下着二人が同行する。この後方に続く右隻第六扇の先頭に描かれる白張五人も櫛の一行と考えられる。

⑧ 町方足軽

⑦櫛の白張に続いて、上下に身を包んだ十人が描かれる。『神事記』にある「町方足軽」と考えられる。

⑨ 上島町 雷神車

「上ばた町」の貼札がある。山車は、雷神が黒馬に乗った「雷神車」である。雷神の周りに六個の太鼓が輪にして飾られる。「雷神車」は囃子がなく、雷神が太鼓を叩き、それに伴って、下部の彩色された雲形が左右に動くというからくりである。曳手・梶取十四人は、肩に雲取文、大きく雷文を表した揃いの白の半纏を着る。その傍らを頭頂部に中剃りのある若衆鬘の子供が行くが、このうち薄黄の小袖着四人は、『神事記』に見える「子供警固」と考えられる。これに赤白横縞の半纏を着た床几持四人がそれぞれ交互になつて列をなす。さらに前方に半纏着二人、また羽織着一人が伴う。

なお、表2では煩雑を避けるため割愛したが、各山車の先頭には、町代と従者の一行が先頭を行く約束である。「雷神車」の町代は本図では

新出の「名古屋東照宮祭礼図屏風」について

確認されないものの、後方の上下着一人は若衆の列と重なり、一見、雷神車の一行に見える。しかし、続く⑩の長者町の町代と考えられるので、長者町で数に入れる。

⑩ 長者町(後、上長者町) 道成寺車

「長ぢや町」の貼札がある。長者町の山車は、後年、恵比寿・大黒の「二福神車」で知られたが、描かれているのは大鐘に取り巻く大蛇、これに手を合わせて祈る老人の人形であり、また山車の一段下がった前棚に、魔振人形まふりが置かれる(図3)。『行事絵抄』に「むかしは鐘巻道成寺にして、屋台もなく、鐘に大蛇がまとひありて、首をうごかす側から、僧形ありて祈る人形のみ。囃子もじやがらを打ならして、其うた笛の唱歌さへ、長者町のかねまきおがむにゆるせと、諸人にきらはれしが、今は十人好の福の神、ゑびす、大こくの人形、袋から宝ぶねが出る、素人ずきのよき観みとなれり」とあるように、本図の描写は享保十七年(一七三三)に「二福神車」に変更される以前の「道成寺車」に合致する。なお、『全書』には「最初ハ蛇ノ形 頭ハ女ノ姿ノ由 貞松院殿御嫌二付 竜頭ニカワル」とあり、当初、からくりは蛇に女の頭をつけていたが、尾張家初代義直の側室・貞松院(一六〇八～八四)が嫌ったため、女の頭は龍頭へと変更となったとされるが、本図は龍頭で描かれている。

長者町の先頭は、⑨で先述した上下着の町代一人に、従者である羽織着一人・半纏着の若党一人が行く。曳手の十二人は雷雲もしくは渦巻文の揃いの半纏である。これに羽織着の六人が伴う。

⑪ 桑名町 湯取神子車

「くわな町」の貼札がある。山車には屋台を設け、白幣を持った神職役の人形を据える。その奥には、忌竹を立てて注連縄を張り、その下に

表 3 名古屋東照宮祭礼行列記対照表

本図	㉑『御祭礼旧記』のうち慶安3年(1650)		㉒『東照宮祭礼神事記』のうち享保18年(1733)		㉓『張州雜志』 1774～83年頃	
出し物	出し物	担当町名	出し物	担当町名	出し物	担当町名
			御用人・御右筆		町方足輕	
①刺股持			町方道奉行		釧棒夾股持	
②槍持			町方足輕		長柄鎗持	
③町方検使方			指股・長柄鎗 検使方		町奉行足輕	
④町方足輕	町奉行(馬上)	川澄平左衛門 島井藤左衛門	町方足輕		町奉行下使	
⑤町奉行(馬上)			町奉行馬上		町奉行(馬上)	
			町奉行馬上		町奉行(馬上)	
⑥五十人目付			押者		押之者	
			五十人御目付(馬上)		五十人御目付	
			五十人御目付(馬上)		町方足輕	
⑦櫛	御櫛	杉(松)原町	御賢木	末広町	幸領	末広町
⑧町方足輕	御櫛		上下着	鍋屋町	櫛	鍋屋町
			町方足輕		(上下着)	
⑨上島町 雷神車			御獅子	下長者町	獅子	下長者町
⑩長者町 道成寺車	御獅子	下長者町	橋弁慶車	下七間町	橋弁慶車	下七間町
⑪桑名町 湯取神子車	橋弁慶車	下七間町	子共警固	伝馬町	小童練物	伝馬町
			林和清車	駿河町	林和清車	駿河町
			子供警固	和泉町	雷神車	上島町 五条町
			雷神車			和泉町
⑫桑名町 湯取神子車	道成寺車	長者町	二福神車	上長者町	二福神車	上長者町
			湯立神子車	桑名町	湯立神子車	桑名町
			竹生嶋車	宮町	唐子遊車	宮町
			小鍛冶車	京町	小鍛冶車	京町
			獅子車	中市場町	石橋車	中市場町
⑬下七間町 橋弁慶車	母衣 長かたな	茶屋新四郎	狸々車	本町	狸々車	本町
			鉄棒引・羽織着	茶屋	鉄棒引	茶屋町
			茶屋家守		羽織着	
			母衣		茶屋家来	
⑭茶屋家 母衣武者			母衣		白母衣	
			茶屋手代		大母衣	

⑪惣町代	町惣年寄	花井七左衛門	惣町人	花井勘左衛門	名古屋惣町代	花井八郎左衛門
⑬小桜町 雑色	雑職警固	長者町四丁目	雑色	小桜町	業平練物	小桜町
⑬福井町・富田町 小母衣			小纒	富田町	小母衣練物	福井町 富田町
			武者大将・武者・負持・刀指	長嶋町	大江山武者練物	長嶋町
⑳上御園町・中御園町 刀差し供	刀指騎馬	上御園町 中御園町	刀指子供	上御園町 下御園町	刀指練物	上御園町 中御園町
⑮伏見町 中巻	中巻	伏見町二切	中巻	伏見町 淀町	中巻持練物	伏見町 淀町
⑯大和町 唐人	唐人	大和町 茶屋町	唐人・大将	大和町	唐人練物	大和町
		塗師又五郎 後藤鍵屋	唐人・大将	茶屋町	唐人練物	茶屋町
㉑伊勢町 参宮	参宮	伊勢町	参宮	伊勢町	伊勢参練物	伊勢町
㉒呉服町 普化僧	普化僧	呉服町 竹屋町	普化僧・大普化僧	呉服町	普化僧練物	呉服町
㉓諸町 鷹匠	鷹匠	諸町	普化僧・大普化僧	常盤町	普化僧練物	常盤町
㉔桶屋町・西鍛冶町 葺狩	鷹匠	諸町	鷹匠・鷹釣	諸町	鷹狩練物	諸町
	さゝら	桑名町 桶屋町 西鍛冶町	葺狩	桶屋町 西鍛冶町	葺狩練物	桶屋町 西鍛冶町
			弓持警固	小牧町	矢籠持	小牧町
㉕石町 鹿狩	鹿狩	石町	狩場勢子・鉄炮持・狩場勢子	石町	鉄炮持 狩場勢子練物	石町
㉖伝馬町・駿河町 田植	田植	伝馬町 宮町 駿河町	川狩	吉田町	川狩練物	吉田町
㉗吉田町・小市場町 川狩	川狩	下小牧町 小市場町	川狩	小市場町	川狩練物	小市場町
㉘長嶋町・嶋田町 鉢叩	鉢叩	長嶋町 下町	鉢叩・空也上人	嶋田町	鉢叩練物	嶋田町
㉙練屋町 比丘尼	比丘尼	練屋町	比丘尼・小比丘尼	練屋町	熊野比丘尼練物	練屋町
㉚小牧町 弓持	茶(草)刈	山口小牧町	寿老人・唐人・鹿	上七間町	寿老人練物	上七間町
㉛上七間町 小鳥落	小鳥おとし(威)	上七間町				
㉜和泉町 順礼	順礼	上島町 五条町 和泉町	順礼	上島町 五条町	順礼練物	和泉町 上島町 五条町
		関鍛冶町	山伏頭・山伏	関鍛冶町	山伏練物	関鍛冶町
		鷗飼	小聖	益屋町	高野ひしり練物	益屋町
		潮汲	汐汲	大津町	潮汲練物	大津町
		鯛釣	汐汲	瀬戸物町	汐汲練物	瀬戸物町
		三丁目 四丁目				
		市中場町				
		祢宜				
		祢宜	大聖	高野聖練物		高野聖練物
		京町				
		聖	大聖	高野聖練物		
		両替町	大聖	両替町		両替町

③具足着幟指	具足着幟指	塩町ほか10町	幟差具足着 上下着	下御園町ほか12町	旗差練物 上下着	玉屋町ほか11町
④上下着	神主 上下着		素袍着 弓持		神主 吉見某	永安寺町
⑤東照宮神主(馬上)	中間 御神馬	永安寺町 小田原町 車町	神主 馬上	吉見氏		
⑥神馬	御神馬		御神馬		神馬	
⑦弓持	御弓	小塚町	御弓	小塚町	御弓持	小塚町
⑧長刀持	御長刀	袋町	御薙刀	袋町	御長刀持	袋町
⑨鉾持			御鉾	松(万)屋町	御鉾持	万町
⑩矛持	御矛	松原町	御矛 町方足輕	小田原町・車ノ町	御鉾持	新町ほか5町
	御旗 白虎・青龍		御鷹	住吉町 大久保見町		
	御旗 玄武・朱雀		御同朋			
	御旗 白陳・騰蛇		検断方			
	楽人		楽人			
⑪楽人	楽人		大鼓・鉦鼓 町方足輕	新町 九十軒町	楽人 楽器約	鉄炮塚町ほか5町
⑫御同朋	御同朋		町方足輕		御同朋	
⑬町代	御太刀	上本町 勘右衛門	町代	鍋屋町ほか28町	町々町代	鍋屋町ほか28町
⑭太刀持	町方同心		御太刀 国行	花井勘右衛門	素袍着	小船町ほか4町
⑮御鷹	御鷹	御中間町 大久保見町	町方与力		御太刀 国行	花井勘左衛門
⑯御幣	御幣		素袍着	中須賀町 葦町	鷹居	大久保見町 住吉町
⑰御旗(白虎・青龍)	町方手代		御旗 白虎・青竜	梅屋町	御旗 青龍 白虎	江川町 梅屋町
⑱東照宮神輿	東照宮御神輿		御幣	社人	御幣	
⑲太刀持	御太刀	上七間町 新十郎	東照宮神輿 町代	本重町ほか3町 伊倉町ほか5町	東照宮神輿 町々町代	久屋町ほか4町 伊倉町ほか11町
			素袍着	倉田新十郎	素袍着	小船町 大船町
			御旗 玄武・朱雀	大船町 小船町	御太刀 宗近	倉田新九郎
	御幣		御旗 玄武・朱雀	江川町	御旗 朱雀・玄武	江川町 梅屋町
	御幣		御幣	社人	御幣	
	山王御神輿		山王神輿	上田町 本重町	山王神輿	上田町ほか4町
⑤太刀持	御太刀	大和町 佐次右衛門	町代	九十軒町ほか9町	町々町代	九十軒町ほか9町
			御太刀 正恒	岡田佐次右衛門	素袍着	小船町 大船町
⑤御幣	御幣		素袍着	小船町 船入町	御太刀 正恒	岡田左次右衛門
⑦御旗(勾陳・騰蛇)	御幣		御旗 勾陳・騰蛇	梅屋町 江川町	御旗 勾陳・騰蛇	江川町 梅屋町
⑧日光神輿	日光御神輿		日光神輿	社人	御幣	
			日光神輿 庄屋	本重町ほか4町	日光神輿	本重町ほか4町

⑤0小結	大童子	鍋屋町 名古屋町	大童子	鍋屋町 上田町	大童子	鍋屋町 上田町
	小童子	鍋屋町 久屋町	小童子	鍋屋町 久屋町	小童子	鍋屋町 久屋町
⑤1大童子・小童子	小結	桑名町ほか9町	小結	桑名町ほか9町	素袍着	新町ほか4町
	社僧 長柄興乗				小結	大津町ほか9町
	上下着					
⑤2別当尊寿院	素襖	永安寺町 永田町	上下着	永安寺	尊寿院先供	永安寺町
		新町七切 新通町				
⑤3僧騎馬	増(僧)騎馬		大僧正 乗輿(輦)		別当 尊寿院	新町ほか7町
			末寺 馬上		五十人御目付	
⑤4御先手足輕		朝柴与五左衛門	御先手足輕		御先手御足輕	
⑤9御先手足輕頭(馬上)	押足輕頭騎馬	長屋六左衛門	騎馬 御先手足輕頭		尊寿院末寺 僧騎馬	
			御側足輕頭		御先手御足輕頭	
			吟味方 馬上			
			五十人目付・町方同心			
			町方足輕			
			押之者			
			馬上 御年寄衆			
			押			
⑥0町方同心・五十人目付	町方同心				町奉行同心	
					五十人御目付	

凡例

- ・行列の出し物は、主要な記事のみにとどめ、供奉や人数は省略した。
- ・本図の出し物に付した番号は、本文中の番号に一致し、屏風の復元案の順に列記した。
- ・各行列記において時代の変遷により当初より存在しなかった出し物については、枠内に斜線を付した。
- ・本図において、屏風の改装により欠落しているとみられる出し物については、枠内を灰色で示した。
- ・()は、適宜筆者が補った。

湯立釜を置いて両手で笹葉を持った神子役の人形、さらに前棚に鼓・太

⑫ 本町 猩々車

鼓・笛の囃子の人形を置く。「湯取神子車」は「雪とちらして、殊いさぎよきからくりなり」(「行事絵抄」とあるように、「湯立を行う神子が両手に持った笹葉で釜の中をかきまわすと、湯気象徴として「湯の花」と呼ばれる白紙の細片が釜から吹き上がるからくりで知られる。

町代とみられる上下着二人と半纏着の床几持二人に続き、梅鉢文の半纏着の曳手・梶取十三人に、羽織着三人が伴う。

「本町」の貼札がある。屋台のある山車で、最上段に大瓶と猩々二体、前棚に魔振人形が置かれることから「猩々車」とわかる。女猩々が柄杓で瓶の酒を汲み盃に移して酒を飲み、男猩々が瓶に両手をかけて頭を入れ、逆立ちとなって酒を飲むというからくりである。

町代とみられる上下着一人・羽織着七人・半纏着一人が伴う。曳手十四人は石畳模様に茶色の子持筋を肩に表した揃いの半纏、梶取一人は

茶の格子半纏である。

⑬ 下七間町 橋弁慶車

山車の下半分は金雲に隠されているが、屋台のない上部に、橋の欄干に軽々と乗る義経と、これに対峙する七つ道具を背負い大長刀を持つ鎧姿の武蔵坊弁慶の人形から、下七間町の「橋弁慶車」と判明する。山車の前棚には魔振人形が置かれている。

上下着四人に続いて、若衆鬻で半纏着の床几持一人・羽織着二人・半纏着三人（うち二人は大鳥毛持）が列をなす。梶取三人は白に軍配の模様を表した半纏を着用する。金雲を挟んで橋弁慶車の傍らに羽織着二人が描かれる。

⑭ 茶屋家 母衣武者

二本の幣と「茶屋」と記した額に大きな母衣を背負った武者一人が歩む。その前方には、上下着一人に羽織着二人、槍持・草履取の半纏着二人が、また後方には上下着二人が描かれる。大母衣と「茶屋」の額から、茶屋家から出される「母衣武者」とわかる。

茶屋家は徳川家康に仕えた茶屋四郎次郎の三男新四郎長吉が立てた分家で、名古屋を代表する豪商であった。この母衣武者以下が各町から出される警固となるが、茶屋家のみ町単位でなく、一家から警固を出す。『神事記』によれば、先頭の上下着の人物は茶屋家守に当たる。また諸記録には母衣は大小二つと記されるが、本図には一つしか描かれていない。

⑮ 伏見町 中巻

「ふしみ町」の貼札がある。髭をたくわえ、揃いの帽子に子持筋のある黒の半纏に、肩に長大な刀を差しかけた十人が二列で歩む。肩に当た

る刀の根元の部分には、黒と金の帯が螺旋状に巻かれている。伏見町の警固は「中巻」で知られることから、日本刀の一種である中巻を表したとみられる。

中巻の警固に並んで上下着一人・羽織着一人・半纏着の草履取一人の三人組、後方に羽織着一人が描かれる。前者の三人組のうち上下着の人物は、他の絵画史料から「町代」とみられる。また諸記録によると、町代に随行する草履取や挟箱持は「若党」と呼称されることから、半纏着は若党とみなされる。⑨雷神車と同様、以下の行列では各町から出される警固が隙間なく続き、前後の警固が重なって描かれるため、それぞれの集団の見分けがつきにくい。上下着以下の三人組はほとんどの警固に付随する。必ず上下着の町代が先頭を行く約束なので、これを目安に集団の区別がつけられる（以下、この組合せを「町代以下三人組」と略称する）。また、この前方に刀を二本差にし、左手を上斜めに両手を広げたポーズをとる若衆鬻の四人が行くのが注目される。これは後述するように⑳上御園町・中御園町の「刀差子供」とみられる。

⑯ 大和町 唐人

先頭に傘を差しかけられた拱手の人物が歩む。このほか傘持・太鼓持の二人が描かれるが、いずれも異国情緒あふれる唐人風の服を着ており、「唐人」の警固と知られる。町代以下三人組が同行する。

⑰ 惣町代

上下着一人を先頭に、羽織着二人・長刀持（半纏着）一人・草履取（半纏着）一人・挟箱持一人の供回りがつくため、「惣町代」と考えられる。

⑱ 小桜町 雑色

侍烏帽子に揃いの衣装を着、細棒を手に持つ十三人が二列となる。先

頭の二人のみ、それぞれ幣と扇を持つ。衣装は、肩裾に黒で大きく四菱をあしらった大柄で、直垂か素襖か判断が難しいが、腰紐が白であるため直垂とみられる。『神事記』に「雑色三十人出ス 初二享保十八丑歳素袍ニカハル」とあるのみで、享保十八年以前の衣装に触れられていないため推測は難しいが、⑪惣町代の直後に続くことから小桜町の「雑色」と判断した。

⑲ 福井町・富田町 小母衣

母衣武者六人が一列に続く。背には母衣に加えて、銘々に松・瓢箪に金切紙・団扇・金鬘斗・波に兎・糸巻・サイコロといった飾りがつく。武者一人につき、床几持とおそらく宰領と呼ばれる羽織着各一人の計六人が付き添う。

⑳ 上御園町・中御園町 刀差子供

若衆鬘の男子八人が、刀を二本差にし、左を斜め上にして大きく両手を突き出したポーズをとって歩むことから、上御園町・中御園町の「刀差子供」とみられる。先述した⑮伏見町中巻の前を行く四人も同じポーズをとることから刀差と判断される。この独特のポーズは、歌舞伎の所作である六方とみられる。すなわち左右の手足を交互でなく、右手右足、左手左足を同時に振り出すナンバ歩きの所作である。仮装の衣装は統一されず、個々で柄の異なる色鮮やかな半纏と股引が目を引く。上下着の町代以下三人組が同行する。

㉑ 伊勢町 参宮

貼札がないものの、呉服町の直前に位置することから、伊勢町の警固と判断した。伊勢町の警固は、諸書では「参宮」もしくは「参宮子供」と記される。菅笠をかぶり、華やかな小袖を着流した伊勢参りの旅装

で、棹先に小さな荷と牡丹や菊などさまざまな花をつけて担ぐ子供四人を描く。町代以下三人組は見られないが、床几持一人と宰領役とみられる羽織着一人が伴う。

㉒ 呉服町 普化僧

「ごふく町」の貼札あり。呉服町の警固は慶安三年から「普化僧(薦僧とも)」と知られる。白の小袖に墨染の衣を重ね、深編笠をかぶって尺八を吹く成人の普化僧(大普化僧)二人が先頭を行き、その後尺八を吹く子供の普化僧と床几持五人が続く。子供の普化僧は、僧形とはいえ、思い思いに華美を凝らした小袖と袈裟を身につけている。傍らに町代以下三人組のほか、羽織着四人が同行する。

㉓ 諸町 鷹匠

「もろ町」の貼札あり。諸町の警固は、呉服町同様、慶安三年より「鷹匠」と知られる。本図には、若衆鬘の鷹匠役六人が左手に鷹を止まらせ、右手に先が二股になった細棒を持ち二列となり、後方に犬曳き一人が描かれる。鷹匠役の間に床几持五人が配され、前方に上下着の町代一人に羽織着二人・半纏着一人が伴う。

㉔ 桶屋町・西鍛冶町 茸狩^{たけがり}

前後に大きな茸と季節の花々を振り分けにして担いだ六人(先頭の二人は若衆鬘、それ以外は笠をつける)が二列となり、その間に床几持五人が配される。先頭には上下着の町方以下三人組が同行する。慶安三年には両町とも警固は「ささら摺」であったが、本図の描写内容は『行事絵抄』の「万治元年より、茸狩とて、籠にまつだけの作り物を入れ、棒にて荷^{しん}なふ。後には、造り花をかざる。これを花荷なひといふ」の記事に該当し、「茸狩」と判断できる。

②⑤ 石町・鹿狩

鉄砲を担ぐ勢子役の若衆鬻の四人が二列となり、その間に床几持三人が配される。先方に町代以下三人組、後方には猪の作り物を曳く者一人・弓持一人・棒持一人・獲物の鹿や鷺を竹棒につけて釣る者五人が行する。『行事絵抄』の「今も鹿狩なれど、むかしはさまぐ」の引もの、釣ものありて、猪、犬などの作り物を車に仕かけ、尻に竹をさして、後より押行たり」を表すとみられるが、こうした猪等の作り物は、『雑誌』以下、後世の絵画史料には見られない。

②⑥ 伝馬町・駿河町 田植

小さな瓢箪をたくさん吊るした大傘を差しかけられた烏帽子・狩衣着一人が先頭に立つ。傘に続いて赤の着物に身を包んだ若衆鬻の五人に、床机持三人を加えて、鍬・鋤を持つ者二人、背後に牛鋤をつけた黒牛を引く三人、そして傘持一人・町代以下三人組が同行して一団をなす(図4)。農具が描かれ、慶安三年の行列記に伝馬町・宮町・駿河町の警固は「田植」と記されることから、「田植」とわかる。ただし、『行事絵抄』には「宮町、唐子遊之車 最初は田植のけいごなりしが、寛文元年より、石引の車 平岩主計頭殿を作ると御祭礼全書にあれど、是は加藤清正の故事也」とある。後述するように本図の製作期は少なくとも寛文期(一六六一―七二)以降と考えられるため、宮町は省き、伝馬町・駿河町の警固とした。

警固のうち、若衆鬻で赤の小袖を着た五人は、一見田植にそぐわないが、『名古屋祭』には、「男子を女装せしめ、笄鬻に結びいろ／＼の農具を持つ」とあり、これに該当する。

②⑦ 吉田町・小市場町 川狩

町代以下三人組・魚を振分で担ぐ者一人・網に魚二匹を持つ者一人・四手網を持つ者一人・大きな緋鯉を刺した鉈を持つ者一人・床机持三人・竹竿に魚を釣る者二人が描かれる。『行事絵抄』の吉田町の項の「むかしは川狩とて、魚を取るうげといふものと、造り花とを荷なひ、後より魚荷なひ一人、鯉、鱸などの作りものを持行し」に、また小市場町の「各々釣竿をかつき、へんてつを下し」に該当する。吉田町は慶安三年の行列記には登場せず、開始年は分らないが、『神事記』享保十八年の行列記に記事があり、安永三年(一七七四)まで「川狩」だったと知られる。「うげ」とは「さで網」とも呼ばれる「すくい網」で、前方を行く網持は『雑誌』から吉田町の印、また大きな緋鯉は『全書』に「印魚指一人 但し大鯉」とあることから小市場町の印と確認できる。

②⑧ 長嶋町・嶋田町 鉢叩

町代以下三人組・赤色の着物に薄手の羽織を身に着け、菖蒲や牡丹などの花を細竹につけて担ぐ若衆鬻の七人・床机持四人・大きな茶筌を象った印を担ぐ者・鹿に乗った僧人形を後ろから棒で押す者一人が描かれる。『行事絵抄』の長嶋町の項に記される「むかしは鉢扣、茶せんうりのけいごにして、空也上人鹿に乗りし人形に、車を仕かけて引たりし由」、同じく嶋田町の「初は、長嶋町の、空也上人の鹿に乗りし人形を車にて引しに、茶筌壳のけいご添行し、一所のけいごなりし」に該当する。

②⑨ 練屋町 比丘尼

町代以下三人組・鶴の作り物をつけた大傘を差し掛けられる尼君に、傘持一人・笠をかぶった桶持四人・床机持四人が描かれる。『行事絵抄』に「もとは小比丘尼の笠の形、盃のごとくにして、金ばくをおきたる頭

に、造花をさして、一入古風なりし。先に老たる比丘尼の、腰をかゝめて行を、おうれうと言ならわせり」とある。笠に造り花はないものの、練屋町の「比丘尼」の警固を表すとみられる。

③⑩ 小牧町 弓持

町代以下三人組・左手に弓や矢筒、右手に矢を持った弓持六人・床机持四人が描かれる。慶安三年の行列記では小牧町の警固は「草刈」であったが、『行事絵抄』によれば「万治二年（一六五九）より、尻箆持・半弓・荷弓等の、けいごに替る」とあり、また『全書』にも「万治二年弓持二成」とあり、「弓持」の警固とわかる。

③⑪ 上七間町 小鳥落

町代以下三人組・さまざまな小鳥の入った鳥籠を振分あるいは肩に担ぐ者四人・竹棹に吊るされた大鳥籠を担ぐ二人組・籬竿もろさおと呼ばれる長い竿を持った鳥刺し役一人・床机持三人が描かれる。慶安三年の『旧記』には「小鳥威」、『神事記』には「小鳥落」とある。『行事絵抄』に「むかしは小鳥落とて、鳥をとるていなりし由」とあるように小鳥を捕獲する鳥刺しの仮装をした警固である。

③⑫ 和泉町 順札

「いづみ町」の貼札あり。町代以下三人組に、笠を被り、小袖に袖無しの笈摺おいずり（おいずり）を羽織り、首に納経の木札をかけ、手に草花を持った順札（巡札）姿の子供六人と、床机持四人が描かれる。和泉町は、上畠町と五条町の三町で「順札」の警固と「雷神車」とを隔年に出したが、貼札から和泉町と判断できる。

この後、次の③⑬「具足着幟指」との間に、少なくとも関鍛冶町以下六つの警固が存在するはずだが、本図では欠落もしくは省略されている。

新出の「名古屋東照宮祭礼図屏風」について

③⑬ 具足着幟指

塗笠に具足を身につけ幟を指した武者姿九人が一列になって歩み、町代以下三人組が同行する。下御園町以下十一町から出される「具足着幟指」の一行である。町ごとに旗色が変わり、そのうち「天下泰平」と染め抜いた旗は下御園町である。『名古屋祭』によれば、笠と胴に入山形の印がある具足は、尾張家から貸し出されたという。左端は人物の姿が後ろ半身のみであり、画面が切り詰められていることがわかる。以上で町方から出される警固は終わりとなる。

③⑭ 上下着・③⑮ 東照宮神主（馬上）

冠をつけ、黒の袍に身を包んだ東照宮の神主が葦毛の馬に乗る。先導として羽織着六人・上下着十一人・半纏着二人・馬の曳手一人、また後方には白張姿の傘持・太刀持各一人・半纏着奴姿の槍持二人が随行する。このうち上下着は『旧記』『神事記』等、諸記録に見える「上下着」である。

③⑯ 神馬

紙垂しでで飾られた馬三頭が「神馬」である。白張十二人（内三人は馬曳）が同行する。

③⑰ 弓持

侍烏帽子に素襖着で、紙垂をつけた弓を運ぶ三人が一列で歩む。

③⑱ 長刀持

折烏帽子に狩衣着で、紙垂をつけた長刀を運ぶ三人が横一列となる。

③⑲ 鉾持

侍烏帽子に素襖着で、紅白の紙垂をつけた鉾を持つ三人が長刀持同様横一列で続く。

④〇 矛持・④一 楽人・④二 御同朋

鳥兜をかぶり舞楽の装束に身を包んだ矛持十一人が二列となる。続いて笙・箏・横笛各二人の楽人六人が二列になって楽器を演奏しながら歩む。僧形の二人を挟んで、鉦鼓・大太鼓を二人で釣り、一人が撥をもって演奏する楽器釣二組の計六人が描かれる。剃髪頭に大紋を身に着けた二人は、「御同朋」すなわち同朋衆とみられる。

④三 町代・④四 太刀持

色とりどりの上下に身を包み、刀を二本差とした八人は「徳川別本」から「町代」と判断したが、『雑志』・「徳川別本」の絵画史料では刀は一本差であるため、あるいは『旧記』の「町方同心」もしくは『神事記』の「町方与力」とも考えられる。これに続き、折烏帽子・狩衣着の人物が、錦の袋に包んだ太刀を持ち歩む。「太刀持」は、各神輿の前を行き、それぞれ由緒ある町人である大和町の岡田氏・本町の花井氏・上七間町の倉田氏が務める慣わしであった。

烏帽子・狩衣着で手に中啓を持った十一人が続く。『神事記』では太刀持の前後に素袍着が位置するが、本図では明らかに狩衣である。

④五 御鷹

折烏帽子・狩衣着二人が、鷹を手に止まらせ歩む。

④六 御幣

折烏帽子・狩衣着一人が御幣を持つ。その前後を上下着二人の計四人が行く。

④七 御旗・④八 東照宮神輿

「ちゃ屋町」の貼札があるが、貼り間違いとみられ、前に行く青龍と白虎の旗から、「東照宮神輿」と認められる。鳳凰が付き、屋根に葵紋

を表した神輿が白張によって担がれ(図5)、担ぎ手および供奉の白張は二十人を数える。

④九 太刀持

「東照宮神輿」の白張に続く一団は、「太刀持」とみられ、上下着六人に続いて、折烏帽子・狩衣着の太刀持一人が描かれる。そのほか烏帽子・狩衣着一人、侍烏帽子・素襖着四人が確認される。

⑤〇 小結・⑤一 大童子・小童子

小結烏帽子に色とりどりの素襖に身を包んだ子供四人と、続いて中啓を持ち、天冠をつけた半尻着の子供四人が描かれる。「徳川別本」や「高雅本」から前者は「小結」、後者の四人は「大童子」もしくは「小童子」と考えられる。これに若衆鬘の床几持三人が随行する。

『行事絵抄』に「小童子は天冠なし。大童子は天冠を頂く」とあるが、『雑志』「高雅本」ではその逆で、天冠のない大童子二人を先に、天冠をつけた小童子二人を後に描く。「徳川別本」に墨書はないが、描写は『雑志』と同じである。本図は半尻着四人ともに天冠をつけているが、当初は天冠の有無ではなく、体つきで大童子と小童子を区別していた可能性もある。ここではひとまず、この四人を「大童子・小童子」としておく。

⑤二 別当尊寿院

長柄輿に乗る僧形の人物は、「別当尊寿院」の僧侶である。輿の担ぎ手は侍烏帽子・素襖着六人で、これに長刀、傘を持つ白張三人が伴う。

⑤三 僧騎馬

僧の乗った騎馬六騎に、それぞれ馬の曳手と馬柄杓持の半纏着十三人が付き、これに羽織着一人が加わり、総勢十九名の一行をなす。

⑤4 御先手足軽

上下姿に二本差十七人が二列になって歩む。『雑志』から「御先手足軽」と推定できる。

⑤5 太刀持

折烏帽子・素襖着六人に取り囲まれるように、烏帽子・狩衣着一人が錦に包んだ太刀を持って歩む。

⑤6 御幣・⑤7 御旗・⑤8 日光神輿

御幣持一人、上下着一人に続き、勾陳・騰蛇を表した旗を持つ二人が描かれる。旗の柄から「日光神輿」と判断した。担ぎ手は、白張十四人である。上下着六人に続いて、折烏帽子・狩衣着一人が天蓋を持ち、これに小結烏帽子に素襖着の子供二人が伴う。後述するように、この二人は⑤0「小結」の一部とみられる。

⑤9 御先手足軽頭(馬上)

『雑志』から、馬上の人物は「御先手足軽頭」とわかる。羽織着二人、半纏着四人(うち二人は槍持)が伴う。ただし、諸記録によれば騎馬は二騎のはずだが、本図には一騎しか描かれていない。

⑥0 町方同心・五十人目付

⑤9御先手足軽頭は騎馬であり、比較的見分けがつきやすいが、これ以降は諸記録や絵画史料によって異同があり、判断がつきがたい。さらに『雑志』には横一列に並ぶ上下着三人に「町奉行同心二人」「五十人御目付」と墨書があり、装束による判別は難しい。ここではひとまず、本図の後尾を行く七人は上下着二人を「町奉行同心・五十人目付」とし、その他の羽織着・半纏着(槍持)の五人はその従者としておく。

以上、本図は総勢七百十二人により祭礼行列が構成されている。人物の

顔貌表現は、総じて卵形の顔に、目は上下二線を引き、その間に瞳を点じ、頬にはうつすらと紅を差し、口を紅で描いた穏やかな相貌である。表情には乏しいものの、年齢や身分によって髪型や肌色を描き分け、人々の顔の向きや目線を変えて画面に動勢を与えている。なかでも衣服の表現は秀逸で、単調になりがちな上下や羽織も画一的ではなく、文様や柄などを描き分けバリエーションをつけている。また警固の銘々が手に持つ祭礼の作り物、草履持や床机持といった警固従者の持ち物まで丹念に描き込んでおり、細部描写に優れている。

全体の色合いとしては、強い色彩の対比を避け、具色とよばれる柔らかな色調の中間色をふんだんに用いており、これが金雲・金霞の金色とあいまって、明るく華やかな印象がある。

本図には、落款等、画家に関する文字情報がなく、流派を特定できるような際立った特徴も見いだせない。強いていうならば、本図の画家としては、細部描写や明るい色調から、やまと絵系の画家が想定できよう。

三 行列の描写内容に関する疑問点

本図の行列は、『旧記』をはじめ諸記録にみられる基本構成に照らし合わせて、③2和泉町の「順礼」の後に続く、関鍛冶町から両替町までの六つの警固のように描かれていない事項があり、また個々の警固や供回りについても人数の省略があるとみられる。しかし、本図の描写には、画面構成上の省略ではない不可解な点が左記のように挙げられる。

1、右隻の upper 段に描かれた神輿の数とその配置である。神輿の数は元和四年当初から三基で「東照宮神輿」・「山王神輿」・「日光神輿」と続くはずだが、本図では④⑧「東照宮神輿」と⑤⑧「日光神輿」の二基のみであり、しかも、その間に神輿付きではない⑤⑩「小結」から⑤④「御先手足軽」までが配置されている。

2、慶安三年の行列記以降、諸記録および絵画には、必ず⑦櫓に続いて「獅子」が示されるが、本図では獅子の姿がない。

3、慶安三年の行列記にあるように、茶屋家が出す「母衣武者」の後は、必ず「惣町代」が登場し、続いて町々から出される警固の行列が描かれるはずだが、本図では④茶屋家「母衣武者」の直後に⑤伏見町「中巻」・⑥大和町「唐人」が続く。また大和町の「唐人」の警固が途中で分断されており、画面の切り詰めが想定される。また、諸記録には茶屋家の母衣は大小二つ記されるが、本図には一つしか描かれていない。

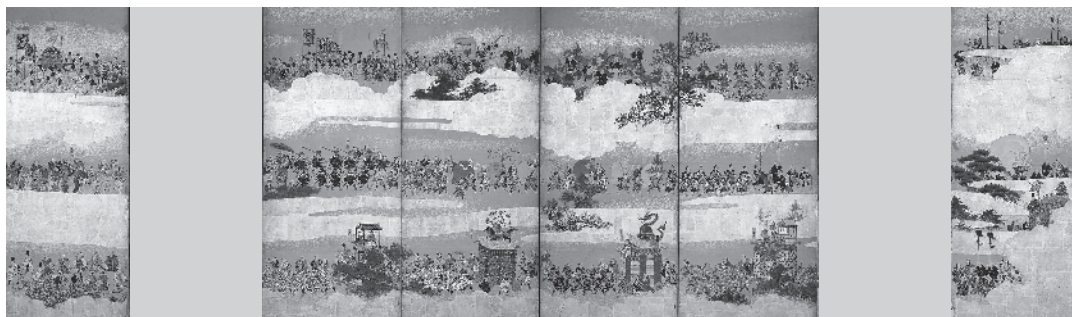
4、山車の順序について、ほかの絵画史料では常に先頭に描かれる⑬下七間町「橋弁慶車」が、本図では後尾に位置する。

最盛期九輦という数を誇った山車の数が、本図には⑨上畠町「雷神車」・⑩長者町「道成寺」・⑪桑名町「湯取神子車」・⑫本町「狸々車」・⑬下七間町「橋弁慶車」の五輦しか描かれていないことから、九輦が出揃う以前の行列の様子を描いていることは明らかだが、そうだとすると、「獅子」や「山王神輿」など行列に不可欠な要素が欠落している点は見逃がせない。このほか、①「刺股持」で左隻左端に画面の切り詰めが想定されるのははじめ、右隻にいたっては、第二・五扇の金雲・金霞が左右でつなが

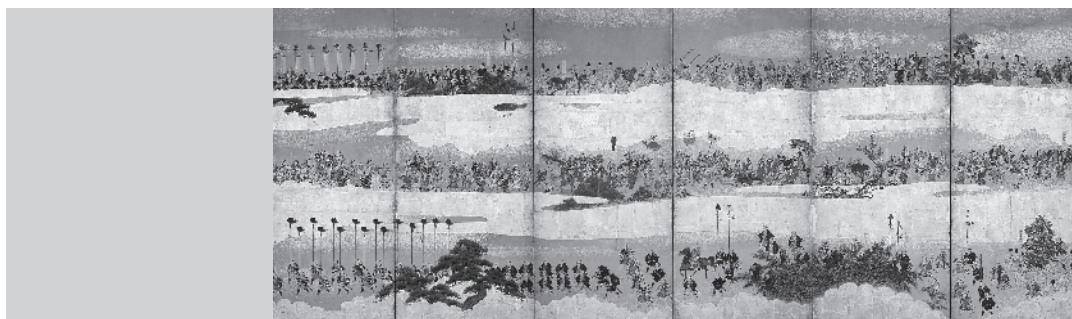
らない。

そこで、右隻には過去の修理時における錯簡があると考え、金雲・金霞が連続する位置に並び変えてみた。すると、右隻第二扇は第四扇の後につながるが、第六扇とは連続しない。また、第一扇と第三扇の間も図様が連続しない。このため、第一扇の左側、第六扇の右側にはそれぞれ一扇分の欠落があるとみて、復元案を想定した(挿図3・4)。^②当初から本図は六曲ではなく、八曲と考えると、右隻は第二・七扇が欠落していると考えられる。左隻は現状でも画面は連続しているものの、右端の第六扇は明らかに図様が中断している。また左隻の第一扇と右隻の第六扇とは、少なくとも上段と下段は連続しているとみられる。とりわけ左隻上段の④⑥「御幣」は、⑤⑧「日光神輿」と同様、神輿附であり、④⑦「御旗」と④⑧「東照宮神輿」がひとまとまりで連なる位置関係になければならない。また右隻下段の白張は、ほかの絵画作例からみても、⑦「櫓」に附属する人員とみなされる。とすると、左隻は八曲のうち第七・八扇を欠落したとみることができる。欠落した部分に、どのような事項が描いてあったか特定するのは容易ではなく、描かれた時代の行列構成にも左右される。とはいえ、錯簡を正し、欠落を想定してみると、少なくとも復元案における右隻の第七扇の上段には「山王神輿」、また下段には「獅子」が描かれていたことは容易に想像できる。また、⑤伏見町の前を行く「刀差子供」は⑩上御園町・中御園町の警固の一部、⑤⑧「日光神輿」の天蓋の後を行く小結烏帽子の二人も⑤⑩「小結」の一部であったと再確認できるとともに、行列全体の流れもよくなり、1・3の疑問は解消される。

また、③和泉町の「順札」以下、関鍛冶町から両替町までの六つの警固は省略されたのではなく、復元案の左隻第七・八扇に描かれていたことが



挿図3 本図 右隻(復元案)



挿図4 本図 左隻(復元案)

想定される。同様に、復元案の右隻第二扇の中段に茶屋家の「母衣武者」一人、そして同じく第二扇の上段には⑤「御先手足軽」の一行の一部、第七扇中断には⑩大和町の「唐人」に続いて、茶屋町の「長刀指」の警固、⑪伊勢町の町代と「参宮」の警固の一部が描かれていたと考えられる。

ただし、4の山車の順序は、錯簡を正してみても⑫本町の「猩々車」が先頭となるのみで、⑬下七間町の「橋弁慶車」は後尾のままである。これに対し、『全書』下段の本町の項に山車の順序に関する興味深い記事が見出される。『全書』によれば「此車出来下七間町ト前後ノ争ニ依テ奉行所ヨリ裁許有テ隔年ニ先車トナレリ ○甲丙戊庚壬右十干ニ当ル年ハ先車ト成」とある。つまり、本町の「猩々車」が出来上がってから、「橋弁慶車」と行列の順をめぐって争議があり、干支の十干のうち甲丙戊庚壬の年は、本町の「猩々車」が先頭を、「橋弁慶車」が後尾を行くことが奉行所より定められたのである。復元案においても、⑬「橋弁慶車」のみ中段の行列とつながるよう、他の山車に比べて一段高い位置に描かれており、当初から後尾となるよう描かれていたと判断できる。

四 行列の年代推定

行列の年代を推定するに当たり、まず山車から見ていきたい。本祭礼における山車は、最盛期に九輛であり、『雑志』・「徳川別本」・「高雅本」などの絵画史料にはすべて九輛揃って描かれている。先述のように本図では山車が描かれる右隻に二扇分の欠落があるとすれば、本図では大体一扇につき一輛の山車が配置されているため、現状の五輛に加えて、山車は増えたとしてもせいぜい一輛か二輛で、九輛には満たない。これは省略された

のではなく、九輦が揃う以前の様相を描いているとみるべきである。

山車は、『名古屋祭』や『名古屋市史』⁽²¹⁾には、承応元年（一六五二）に五条町・和泉町・上島町から「雷神車」、また同じく『名古屋祭』には明暦二年（一六五六）に上長者町より「道成寺車」が新造されたとあるが、いずれも慶安三年（一六五〇）の行列記に記載されるため、これ以前にはあったと考えられる。

万治元年（一六五八）には桑名町が「ささら摺」の警固を止め、⑪「湯取神子車」の山車を出すようになった。同年、本町（当時は上本町）が「鯛釣」の警固から⑫「狸々車」の山車へ、寛文元年（一六六二）に宮町が「田植」の警固を「石引車」の山車へ、元禄四年（一六九二）には伝馬・駿河町が⑬「田植」の警固を「官人」へ変更するとともに、「梵天車」を新造した。宝永元年（一七〇四）には中市場町が「金欄着禰宜」を「石橋車」へ、また宝永四年には京町が「金欄着禰宜」を「小鍛冶車」へ変更、同年宮町は「石引車」を「竹生島車」へと変え、九輦の山車が出揃った。さらに享保十七年（一七三二）に上長者町が⑭「道成寺車」を「二福神車」へ、また伝馬町が「梵天車」から「林和靖車」へと山車を変更した。宝暦六年（一七五六）に宮町が「竹生島車」から「唐子遊車」に変えたのを最後に九輦の山車が固定化し、その後、戦災で焼失するまで、山車の趣向が変更されることはなかった。

このうち特に注目されるのが、宮町・伝馬町・駿河町の三町である。いずれも慶安三年は「田植」の警固であったが、寛文元年に宮町が「石引車」、元禄四年に伝馬・駿河町が「官人」への変更とともに「梵天車」を新造した。本図にこれらの山車・警固の姿はなく、「田植」の警固が描かれていることから、伝馬町・駿河町が「官人」「梵天車」へ変更した元禄

四年の前年までを一応の下限とできる。

また、本図の五輦の山車のうち、最も遅く登場したのは万治元年（一六五八）の本町の「狸々車」であり、これが上限となる。山車から判明する行列の年代は、万治元年から元禄三年（一六九〇）までの三十二年間となるが、これでは年代の開きが大きすぎよう。

そこで、次に町々から出された警固に注目してみたい。警固は、山車に比べて設備が大掛かりでないため、山車以上に変遷が著しい。大半の警固が慶安三年には各町から出されているが、その後新しく加わった警固や変更された警固もあり、その変更の時期も一様ではない。万治元年から元禄三年までを中心に、前述の宮町・伝馬町・駿河町以外に変更のあった警固を左記に挙げる。

⑬ 福井町・富田町「小母衣」

慶安三年には、町名も本町三丁目・四丁目であり、「鯛釣」の警固を上本町と出していたが、寛文十二年（一六七二）より「小母衣」に変わった。順序も大津町・瀬戸物町の後だったのが、小桜町の後となった。

⑭ 桶屋町・西鍛冶町「茸狩」

慶安三年には、両町とも桑名町とともに警固は「ささら摺」であったが、諸記録にあるように万治元年（一六五八）から「茸狩」に変わる。桶屋町はその後、明和二年（一七六五）に「唐船に唐子遊び」へと警固を変更した。

⑮ 小牧町「弓持」

慶安三年は「草刈」の警固であったが、万治二年より「弓持」に変わった。

③ 和泉町「順礼」

和泉町は、上畠町と五条町の三町で、慶安三年には「順礼」の警固だったが、その二年後に当たる承応元年（一六五二）に「雷神車」が新造され、「順礼」の警固と「雷神車」とを交替で出すようになった。

以上、行列の年代の上限は福井町・富田町の「小母衣」が始まった寛文十二年、下限は伝馬町・駿河町が「田植」の警固を「官人」あるいは「梵天車」へと変更した元禄四年の前年の元禄三年までの十八年間となり、先述の万治元年から元禄三年とした行列の年代から大幅に狭まる。

さらに先述したように、本図では本町の「狸々車」が先頭で描かれている。本町の「狸々車」が先頭を行くのは十千の甲丙戊庚壬の年である。ちなみに寛文十二年が壬子であるため、以後西暦で偶数年となる一六七二年以降の十年が該当する。また、「雷神車」は上畠町・和泉町・五条町で年毎に交替するが、本図の貼札には「上ばた町」とあることから、本図が描かれた年の山車の担当は上畠町であったとわかる。上畠町の「雷神車」担当が判明すれば、さらに年が絞り込める。諸記録のうち『旧記』と『全書』の慶安三年の行列記では、雷神車の担当を「上畠町」とのみ記す。慶安三年が上畠町の担当年と想定して、担当年を三年毎に割り振り、かつ本町が先頭を行く年と重ね合わせてみると、推定年代のうち該当する年は延宝二年（一六七四）・同八年・貞享三年（一六八六）の三年のみとなる。つまり、本図はこの三か年のいずれかの行列に基づいて描かれた可能性が高い。

この行列年代は、本祭礼を描いた絵画史料のなかでは、最も早い作例であることはもちろんのこと、文字史料のみで伝えられた「道成寺車」をは

じめ、早くに失われた各町の山車や警固を知る絵画史料としても貴重である。またこの行列年代の範囲では、宮町が寛文元年以降に出した「石引車」の山車が存在するはずであり、製作当初はおそらく復元案の右隻第二扇の下端に描かれていたと考えられる。

第一章で触れたように、祭礼は元文四年（一七三九）に儉約のため、人数が半減させられただけでなく、山車の曳手や梶取の衣装、警護などの衣装や作り物にも華美な趣向が制限されたとみられ、後世の絵画史料と比べてみると、儉約以前の画証となる本図の衣装や作り物の華やかさは別格といってもよい。慶安三年以降、記録上、変更のなかった警固に限定してみても、本図と江戸中期以降の山車の曳手や梶取、あるいは警固の髪型や衣装などの趣はずいぶん異なる。例えば、『雑志』「徳川別本」と、呉服町の「普化僧」（図6-1-3）や諸町の「鷹匠」（挿図5-1-3）、桶屋町・西鍛冶町の「茸狩」（挿図6-1-3）などを比較してみると、『雑志』以降では同じ警固内で衣装は統一され、赤一色の衣装も散見されるものの全般に寒色系の色味が多く、文様の大きさも小さくなって落ち着いた印象があるのに対し、本図では同じ警固内で衣装の形態は同じでも、柄行きは銘々に異なり、大柄で赤や中間色を多用した色とりどりの衣装を身につけ、全体に華やかな印象がある。本図の警固の衣装は、錦や唐織を思わせるような織物の幾何学的な反復文様、また十七世紀後半に流行した寛文模様を思わせる自由で大胆な柄行きの大きく二系統に分かれ、前者は警固の仮装担当、後者は床几持の衣装に多く見られる。床几持の衣装は、「鷹匠」や「茸狩」の場面だけを取り上げるだけでも、将棋の駒・葡萄・梶の葉・源氏香・桜・鋸歯文があり、器物文様に植物文様・幾何学文様と、バリエーションに富んでいる。

一方、髪型も中剃りのある若衆鬘に次のような顕著な特徴が見受けられる。本図では鬘を結った後頭部の鬘をひつ詰めず、後ろに大きく張り出しボリュームを持たせた髪型が甚だ多い(挿図5-1)。これに対し、「徳川別本」では鬘の張り出しは控えめとなり、特に鷹匠の子供が後頭部ではなく側頭部の鬘を張り出した髪型で描かれているのが注目される(挿図5-3)。本図にみられるような鬘の長大化は元禄期にピークを迎え、また「徳川別本」の鬘が張り出したいわゆる燈籠鬘の髪型は、京都の女子供の間で宝暦

年間に流行ったとされる。⁽²³⁾ 髪型や衣装の風俗描写は祭礼のための仮装であることを割り引いて考えることが必要であるが、髪型が示す時代傾向も祭礼行列の年代に即していることは明確で、単に画家の描き方や力量の差ではなく、それぞれに当時の時世粧が反映されているとみてよいだろう。本図の風俗描写は、行列の構成から推定した寛文末年から元禄初年とした行列の年代とも矛盾はない。この年代は、ちょうど尾張家二代光友(二六二五-一七〇〇)の長期政権期(二六五〇-九三)に当たる。光友は、家



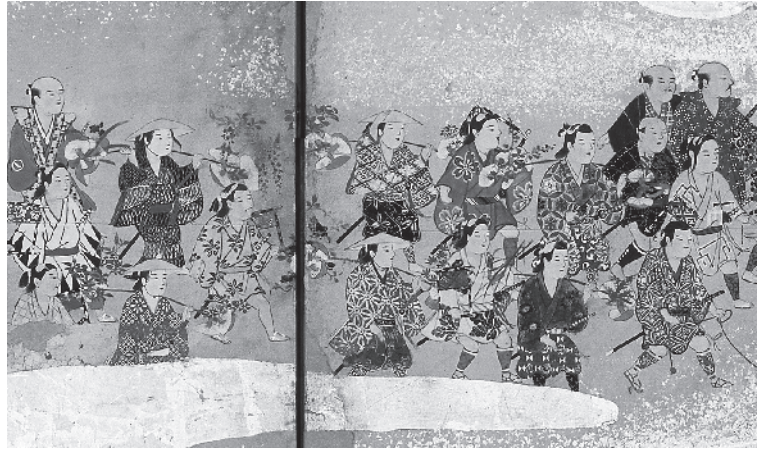
挿図5-1 本図 諸町 鷹匠



挿図5-2 『雑誌』 諸町 鷹匠



挿図5-3 「徳川別本」 諸町 鷹匠



挿図6—1 本図 桶屋町・西鍛冶町 茸狩



挿図6—2 『雑志』 桶屋町・西鍛冶町 茸狩



挿図6—3 「徳川別本」 桶屋町・西鍛冶町 茸狩

康時代の城下町の過半が焼失したといわれる「万治の大火」(万治二年(一六六〇)の後、その再建に尽力し、防火帯の広小路を基盤割の南端に新たに作り、城下町発展の基礎を定めた。本図には、まさしく城下町の発展と安定した長期政権のもと、ますます活気に満ち溢れようとする時期の祭礼行列が描き出されていると考えられる。

なお、製作期については、洛中洛外図屏風などでは、必ずしも景観年代と製作年代が一致しない作例も数多く知られるが、私見では本図の製作時

期はほぼ行列の推定年代の範疇に収まると考えている。その理由の一つには、元禄四年に伝馬町・駿河町が「田植」の警固を「官人」へ変更し、かつ「梵天車」の山車を出したことが挙げられる。単に警固の変更ではなく、新たに山車が登場したことは、祭礼行列の様相を大きく変える要因となる。こうした大きな変更に、本祭礼の行列を描かせようとした発注者、あるいは描こうとした画家が鈍感であったはずはなく、元禄四年以降に本図のような行列内容が描かれる可能性は低いだろう。

五 本図の画面構成的特質

本祭礼を描いた絵画作品として、先述した『雑誌』・「徳川別本」・「高雅本」のほか、東京国立博物館本²⁴、「高雅本」の下絵とされる名古屋市博物館本が現存作例として知られる。冊子本である『雑誌』以外は、すべて卷子装である。卷子装は極端に横に長い画面形式を持ち、長く連続する行列を描くのに最も適している。卷子装の作例では、行列に参加する人々の姿を町や集団の単位ごとで捉え、その行列は整然と規矩正しく列をなして描かれており、作品によっては、役名や町名をはじめ、山車や警固の名称・参加者の氏名・人数などが墨書で記されることから、記録的・史料的な性格が強いといえる。しかし、その反面、行列と行列の間はまばらで閑散とした印象を受ける。

こうした中で、本図は唯一の屏風装であり、異彩を放っている。当初は八曲一双の屏風であったことを鑑みれば、通常の六曲一双よりも横長の画面形式を獲得していたといえるが、卷子装に比べれば屏風装は横方向の画面展開に限りがある。行列を構成する各単位の人数を省略するだけでなく、町々の警固の前後を重ね合わせたり、本来先頭を行くべき町代を警固の列に並列させたりと、本図において行列が短縮されているのは、屏風形式に描くにあたったの画家の工夫であろう。このため各警固の区切りが見分けがなくなっているが、人物の密集ぶりがかえって、祭礼の賑わいと熱気を醸し出すのに一役買っているともいえる。

ところで、屏風装の画面形式が持つ特長に、一望のもとに描写内容の全容を見渡すことのできる一覽性と、大画面であるがゆえに置かれた場の雰

囲気を一変させる装飾性の高さがある。本図は、長大な祭礼行列を一望のもとに見渡すことができ、また上段・中段・下段の間に金雲・金霞を置いて、画面の区切りとするとともに、画面に華やぎを与えており、装飾性の獲得にも成功しているといえる。

しかし、画面構成という観点でみれば、画面が三段に区画されるだけで、せっかくの大画面を生かしきれているとはいえない。行列の描写は卷子装の横長の画面形式を大きく外れず、三段に分かれた枠内に収まっている。こうした画面構成は、本図の成立以前におそらく卷子装の先行作例があり、その強い影響下に製作された可能性が考えられる。もちろん、卷子装では「高雅本」の総巻を除いて行列が全て右向きであるのに対し、本図は下段から左向き・右向き・左向きと向きが変えられているため、卷子装の内容をそのまま屏風に描いたという単純な翻案ではないだろう。しかし、復元案を想定して本図の左右隻の描写内容を眺めてみると、「櫛」や「東照宮神輿」に伴う「御幣」等、祭礼を構成する要素が左右隻をまたいで描かれており、一隻だけで見た場合、決してまとまりがいい構成とはいえない。このことから、本図は屏風という大画面を前提に画面構成されたのではなく、先行する卷子装の強い影響を受けて構成されたことが裏付けられる。

ところで、東照宮祭礼をはじめ都市の祭礼行列には、近世の文化や都市、そして政治的特質が集中的に表現されているとの黒田日出男・ロナルド・トビ両氏の指摘がある²⁵。近世初頭に日本全国一斉に誕生した諸城下町にはそれぞれの場にふさわしい祭りが生まれ、長大で華美・華麗な祭礼行列が現れた。とりわけ、徳川家康を東照大権現として祀る幕藩体制において、東照宮が各地で創建され、東照宮の「祭り」が全国各地で盛大に行わ

れるようになった。御三家の一つである尾張家の城下町・名古屋で行われた本祭礼は、その代表的な祭礼である。行列の先頭には町奉行を中心とした行列があり、最後尾にも同じく御先手足輕や町方同心・五十人目付らが付き従っており、政治性・イデオロギー性が色濃く反映されている。また久留島浩氏をはじめ先学の研究によれば、都市祭礼の多くは、官が主導した官祭であり、本祭礼もその特徴を備えている。つまり、藩主が在国の場合は、祭礼当日、大札装束で東照宮に参拝し、また上覧所での見物を行っており、藩主の積極的な関与が認められる。また藩士は行列への供奉、道筋の警護、馬を提供した。一方、町方は「役」として参加し、「町」単位で供奉の出し物を出しており、本祭礼は官と町の二重構造により成り立っていたとされる²⁶⁾。とすれば、行列そのものが官、すなわち尾張家の權威の象徴だったともいえるが、本図における官と町の描き方は、官の主導となる①町方役人から⑤町方足輕が左隻と右隻第六扇の下段に、同じく③東照宮神主から⑥町方同心・五十人目付までが左右隻上段に展開されており、画面を占める官と町との割合はほぼ半々である。強いていえば、神輿を擁する③東照宮神主から⑥町方同心・五十人目付までを上段に配置する点には、神輿への畏敬の念と官への配慮が読み取れる。一方、町方の描写に目を向ければ、とりわけ右隻下段の山車五輛(当初は六輛か)は他に比べて丈が高く、下段に配置するのが画面のバランスから最良であり、むしろ行列の上中下段の配置は画面構成上の必然性から生み出されたように考えられる。

本図において他の作例との大きな差異は、復元案に示したように、本町の狸々車が先頭に描かれた点である。この点から、本町の関係者による発注とも考えられるが、肝心の狸々車は樹木に隠されるように表されてお

り、その可能性は低いと言わざるを得ない。

このように本図には特定のモチーフを大きく描き出そうとするような際立った描写も見受けられない。結論としては本図の画面構成には、官と町との比重の差はさほどなく、また行列の構成単位もそれぞれの輕重を問わず等価に描いているといえよう。

他方、本図の特徴の一つに、背景に行列の出発地である東照宮の社殿や名古屋城、城下の町並みといった場所を特定するモチーフ、そして祭礼行列を問わず、行列を描いた絵画作例に必須ともいえるべき見物人の姿が全く描かれないう点が挙げられる。復元案に示した通り、行列の先頭に当たる左隻第七・八扇が欠落しているため、断定こそできないものの、現状の画面構成から見ると、少なくとも東照宮の社殿や町並みなど場所を特定するような景観は描かれなかったとみられる。この点、都市での祭礼行列という共通項がありながら、京都の町並みの中にダイナミックに展開される祇園祭礼図と本図とは大きな違いがある。

また、地方祭礼という観点では、同じ尾張領内に祇園祭と並ぶ夏祭りでは知られる津島神社の天王祭があり、本図の製作期に相前後する十七世紀後半以降の絵画作例が複数存在するのが注目される。津島天王祭は、津島神社の東を流れる天王川を舞台に繰り広げられる宵祭の車楽船(巻藁船)五艘と、朝祭の車楽船六艘を見どころとする古来有名な祭礼である。絵画作例の多くは八曲一双もしくは六曲一雙の屏風装で、津島神社と天王橋が配置され、天王川に浮かぶ宵祭の車楽船と朝祭の車楽船が展開される。川を舞台とした津島天王祭とは地理的な前提条件が異なるものの、同じ尾張領内で行われ、本祭礼よりも歴史の古い津島天王祭を描いた作例では背景描写があるのに対し、本図では場所を特定するような景物を描く意識は全く感

じられない。

ちなみに東照宮祭礼図で背景描写がある作例は、『雑誌』と尾張家十代斉朝の命を受けて描かれた「高雅本」⁽²⁷⁾、その伺い下絵と目される名古屋市博物館本の三例である。『雑誌』では、行列の先頭に城下の町屋内から竹矢来越しで見物する人々、後尾に通りで行列を見物する人々の様子が描かれる。また下絵の名古屋市博物館本では七巻全巻にわたって、名古屋城から東照宮・武家屋敷・城下の町並みなどの背景描写がある。しかし、その献上本となる「高雅本」では、背景描写は九巻のうち総巻と呼ばれる一巻に限定され、残り八巻に行列のみが展開されており、両本の背景描写に複数の変更があったことが指摘されている。⁽²⁸⁾変更箇所は、天守を表した名古屋城をはじめ、「丸に酢漿草紋」の家紋をはっきりと表した付家老成瀬家の上屋敷のほか、家紋から家が特定できる織田家・瀧川家・渡辺家といった上級家臣たちの屋敷、また城下では丸に井桁紋を染め抜いた大暖簾を掲げた「いとう呉服店」である。「高雅本」では、名古屋城の場面が削除、武家屋敷も家が特定できるような家紋が隠され、いとう呉服店にいたっては祭礼当日の暖簾を下した休業の状態へと変更された。下絵に描かれた名古屋城はまさしく、尾張家の権威を如実に示す象徴的建造物であり、こうした権威的モチーフが下絵の段階で画家の側から提示されたことは注目される。しかし、結果的に「高雅本」では名古屋城内や上級家臣の家紋など藩政に抵触する部分が削除され、東照宮の社殿や武家屋敷・藩主の上覧所・本丸御門・いとう呉服店などの大店を含んだ城下の町並み、広小路通などの背景が描かれた。「高雅本」と本図とでは、百年あまりの年代の差があり、同列に考えることはできないものの、本図に背景が描かれなかった理由の一つに、画家もしくは発注者に名古屋の町並みを描くことに対し

での憚りがあったことが指摘できよう。

歴史ある京都や津島と異なり、名古屋は家康による名古屋城築城以来の歴史の浅い新興都市であり、名古屋城をはじめ場所を特定できる景物は軍事機密として扱われた可能性も捨てきれない。とはいえ、先に指摘したように、本図の先行作が卷子装であったとすれば、卷子装の作例に背景描写が極めて少ないことが、本図の画面構成に影響を及ぼした可能性の方が大きいように思われる。

なお、本図には貼札があることを先述したが、その記述は町名や役名といった簡単な内容であり、本祭礼や名古屋の町名を全く知らない者を鑑賞対象としているように思えない。卷子装も含め、十七世紀後半の類例がない現状で断定は控えるが、本図は名古屋もしくはその近辺に居住する者による、卷子装に描かれた行列の全貌を大画面で一覧したいという要望、あるいは大画面で華やかな祭礼行列を展開することで、名古屋の町の繁栄ぶりや経済力を一望のもとに示すという目的から八曲一双の屏風として再構成し描かれた可能性を示して結論としたい。

おわりに

本稿では、新出の「名古屋東照宮祭礼図屏風」六曲一双について、現状の錯簡を正して当初は八曲一双だったとし、復元案を示した。その上で行列の年代を寛文十二〜元禄三年（一六七二〜九〇）までとし、本図の製作年代についてもその範囲内であると推定した。同じ都市祭礼図でも伝統ある祇園祭礼、あるいは同じ領内で行われた津島祭礼に比較して、屏風という大画面であるにもかかわらず、その画面を生かし切れず、行列を三段に区

画して展開するという画面構成の特質から卷子装の先行作を想定し、その影響下に製作されたと推定し結論とした。

名古屋で三百年あまりにわたって華麗な祭礼行列を展開した名古屋東照宮祭礼は、その長い歴史にもかかわらず、これまで絵画作例としては卷子装には占められ、またその製作期は祭礼の後半に当たる十八世紀後半以降であった。こうした状況で、大画面の屏風装で、製作期が十七世紀後半と推定される本図の出現は、近年稀に見る大きな発見だったといつて間違いない。祭礼の仮装行列である点は割り引いたとしても、十七世紀後半の活気あふれる名古屋の人々の風俗や繁栄ぶりを確かに伝える作例としても本図は貴重である。

これまで江戸時代の名古屋の都市景観と風俗を伝える作品としては、尾張家七代宗春の治世、享保十七〜二十一年（一七三二〜三六）頃の本町通の賑わいを描いたとされる「享元絵巻」(名古屋城総合事務所蔵)が最も早いとされていた。本図は、「享元絵巻」の景観年代を三十年以上も遡り、また格段に豊富な色彩と細部描写に優れている。江戸時代中期の名古屋観がこれまで「享元絵巻」によって創り出されていたとすれば、今後、それを鮮やかに塗り替える可能性を秘めた貴重な作例だといえよう。

註

- (1) 名古屋市蓬左文庫編『名古屋叢書三編 第二巻 尾藩世記上』名古屋市教育局 昭和六十二年三月三十一日。しかし、名古屋東照宮の主要社殿の完成は元和五年であるため、祭礼の創始は元和六年・七年、さらに異なる年からと江戸時代から指摘されてきた。
- 鬼頭秀明「名古屋城下と宮宿の山車祭り文化―都市祭礼と祭礼図―」(『新修名古屋市史 資料編 民俗』名古屋市中 平成二十一年三月三十一日)。

新出の「名古屋東照宮祭礼図屏風」について

- (2) 現在、名古屋市中区筒井町に伝わる「湯取車」は、天保二年（一八三一）に桑名町が新しく「湯取神子車」の山車を建造した際に、当時の情妙寺前へ売却した古車である。現存する山車の中で最も古い歴史を持つが、本祭礼の山車としては数えない。

- (3) 沿革と次第については左記の文献を参考にした。

- ① 伊勢門水『名古屋祭』私家版 明治四十三年一月十五日。

- ② 名古屋市役所編『名古屋市史 風俗編』名古屋市役所 大正四年八月二十日 昭和四十三年六月二十日復刻。

- ② 田中善一「名古屋東照宮」(『神道史研究』十二―十六号 神道史学会 一九六三年十一月)。

- ④ 鬼頭秀明「第十一章 祭礼と芸能 第三節 山車と造り物風流」(新修名古屋市史資料編集委員会編『新修名古屋市史 本文編 第九巻 民俗編』名古屋市中 平成十三年三月三十一日)。

- (4) 名古屋史談会編『張州府志』第一巻 名古屋史談会 大正二年。

- (5) 「敬公実録」元和四戊午条のように、元和四年に桑名町・西鍛冶町から「さら摺」の警固が出されたとする史料もある。註(3)前掲田中氏論文参照。

- (6) 福原敏男「近世名古屋東照宮祭礼の編年史料」『御祭礼旧記』(『杜寺史料研究』8号 杜寺史料研究会 二〇〇六年四月)。

福原氏が指摘するように、『尾藩世記』では「雪こかし警固」を「雪こかしねりもの」と記す。すなわち、本祭礼では趣向を凝らした練物自体を「警固」警護」としている。

- (7) 註(3)④前掲論文参照。

- (8) 註(2)参照。

- (9) 高力種信・小田切春江『尾張年中行事絵抄』(名古屋市蓬左文庫編集『名古屋叢書三編 第五巻 尾張年中行事絵抄上(解説編)』昭和六十三年三月三十一日)。

- (10) 『新修名古屋市史 資料編 民俗』名古屋市中 平成二十一年三月三十一日。解題・翻刻が掲載される。

- (11) 註(10)前掲書参照。

- (12) 註(10)前掲書参照。
- (13) 本図より行列の推定年代は下がるものの、名古屋市蓬左文庫蔵「御祭礼行列」に基づき、祭礼の警固の装束を検討した論文に左記がある。
 沖本清美「近世中期名古屋東照宮祭礼の装束」、『御祭礼行列』にみる「練物従者」装束の特色と役割」、『人間文化創成科学論叢』第十六巻 お茶の水女子大学 二〇一四年三月三十一日。
- (14) 註(6)前掲論文参照。
- (15) 註(10)前掲書参照。
- (16) 註(10)前掲書参照。
- (17) 註(9)前掲書参照。
- (18) 註(3)①前掲書参照。
- (19) 『張州雑誌』第三巻 愛知県郷土資料館刊行会 昭和五十年九月二十八日。
- (20) 本図の錯簡および山車の順序については、名古屋市蓬左文庫 司書 清水三代子氏よりご教示賜った。
- (21) なお、平成二十六年に名古屋市蓬左文庫で行った『尾張名古屋の絵師たち』展で本図を初公開した際には、左隻第一・八扇を欠落していると紹介していた。ここで訂正してお詫び申し上げる。
- (22) 註(3)②前掲書参照。
- (23) 金沢康隆『江戸結髪史』 青蛙房 昭和三十六年二月二十五日初版 昭和五十七年十二月二十五日六版。
- (24) 四日市博物館編集『祭礼・山車・風流 近世都市祭礼の文化史』 四日市市立博物館 一九九五年十月二十八日。
- (25) 鷲米黒和三「都市の祭礼文化―土浦と川越の祭り絵巻から」黒田日出男・口ナルド・トビ『朝日百科日本の歴史別冊 通巻九号 行列と見世物』朝日新聞社 一九九四年六月二十日。
- (26) ・久留島浩「長崎くんち考 城下町祭礼としての長崎くんち」、『国立歴史民俗博物館研究報告』第一〇三集 国立歴史民俗博物館 平成十五年三月三十一日。
- ・清水禎子「尾張における奏楽人の活動について」、『尾張藩社会の総合研究《第二篇》』清文堂出版 二〇〇四年三月二十日。
- ・註(6)前掲論文参照。
- ・清水禎子「東照宮祭礼と城下町名古屋」、『尾張藩社会の総合研究《第三篇》』清文堂出版 二〇〇七年三月二十日。
- ・国立歴史民俗博物館編集『行列にみる近世―武士と異国と祭礼と―』国立歴史民俗博物館 二〇一二年十月十六日。
- (27) 鬼頭秀明「名古屋東照宮祭礼図巻の下絵―泥江縣神社史料調査―」、『新修名古屋市史だより』一三 新修名古屋市史編集委員会 平成十年三月。
- 「高雅本」は、文政四年正月に高雅に命が下り、その参考資料として、各町が山車や警固の人数を書き上げ、スケッチを作り、惣町代花井氏に提出していることが明らかになっており、高雅は組織的に集められたスケッチをもとに描かれた。
- (28) 竹内美砂子「森高雅―画風展開と「東照宮祭礼図巻」」、『名古屋博物館研究紀要』第二十三巻 名古屋博物館 平成十二年三月三十一日。
- 〔付記〕 本稿執筆に伴い、本図のご所蔵者より格別のご高配を賜り、名古屋市蓬左文庫 司書 清水三代子氏にご教示を賜りました。『張州雑誌』の写真は名古屋市蓬左文庫より提供を受けました。ここに記して深謝いたします。
- (美術館 学藝員)

金 鯨 叢 書 第四十三輯 [年一回刊行]
— 史学美術史論文集 —

平成二十八年 三月 三十日 編集
平成二十八年 三月 三十日 印刷・発行

編集者 竹 内 義 誠
徳 川 崇

〒 171 0031 東京都豊島区目白三ノ八ノ十一
公益財団法人 徳川黎明会
電話 (3950) 〇一一二番 (代)

〒 171 0031 東京都豊島区目白三ノ八ノ十一
徳川林政史研究所
電話 (3950) 〇一一七番 (代)

〒 461 0023 名古屋市東区徳川町一〇一七
徳川美術館
電話 (935) 六二六二番 (代)

〒 605 0089 京都市東山区元町三五五
株式会社 思文閣出版
電話 (533) 六八六〇番 (代)

〒 600 8805 京都市下京区中堂寺鍵田町二
株式会社 図書同朋舎
印刷所 電話 (361) 九一二二番 (代)